

会

議

午前10時 0分開議

○議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり欠席したい旨の届け出のありました議員は、2番 進士濱美君であります。

◎議第45号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 日程により、議第45号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） おはようございます。

それでは、議第45号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の27ページをお開き願います。

下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例を別紙28ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、今年3月に発覚いたしました、元観光交流課所属の男性職員による不祥事に対しまして、任命権者として、また、任命権者を補佐する職にありますが副市長として、その管理監督責任を明らかにするためでございます。

本議案に係る不祥事の内容につきましては、既にご承知のこととは思いますが、確認の意味合いを含め、経過を整理いたしますと、事件の発覚は今年3月、当該元職員の事務机などを整理した結果、不正行為を認知したものでございます。

事件の内容は、当該元職員が黒船祭招待者の宿泊負担金や祝儀などの準公金の一部15万円を着服したというものでございまして、当該元職員につきましては、本年5月2日付で懲戒免職処分としたところでございます。

なお、当該金銭につきましては、今年3月8日に本人から全額が返済されておりますが、

そのことによって刑事上の責任が免責されるものではないという判断から、下田警察署長宛て、刑事告発することで現在も調整中でございます。

それでは、特例条例の内容につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の28ページをお開き願います。

この特例条例は、給料の額の特例でございまして、下田市特別職の常勤職員給与支給条例第2条第1項におきまして、市長の給料月額67万1,000円、副市長の給料月額59万6,000円と規定しているところでございますが、この規定にかかわらず平成30年8月の1カ月分の給料につきまして、その額を市長については10%、6万7,100円減額し、60万3,900円に、副市長については5%、2万9,800円減額し、56万6,200円にするというものでございます。

附則でございまして、第1項は、この条例の施行期日を規定しており、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

第2項は、この条例は、時限を定めた条例でございまして、その有効期限を規定しているものでございまして、この条例は、平成30年8月31日限り、その効力を失うというものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第45号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） さきの一般質問でも申し上げましたが、準公金というような表現ではなく、具体的に発言すべきだというぐあいに思います。具体的にといいますと、黒船祭執行会のお金を、招待者等々の机に置いていたお金を流用したと、こういうことが事実であって、準公金と、あたかも公金であるかのような表現をすることはいかなものかと思うと、その経過からいって、その内容は明らかではないかと思うわけでありまして。

それから、告発をするんだと、今、検討中だということでございますが、どういう点で検討をしているのかと、告発については文書告発、あるいは口頭告発、やり方がいろいろあると思いますが、既に新聞発表しているというこの経過から言えば、改めて口頭で検察、あるいは警察に申し述べに行くというような必要は全くないのではないか、というぐあいに私は考えるわけでありまして。そこら辺の見解が、残念ながら一般質問においても合意でき

ませんで、再度お尋ねをするものであります。

そして、それらの責任を明確にするために市長及び副市長の給与の特例条例を出すんだと、こういう説明でございしますが、10年ほど前に起きました、この夏期海岸対策事業の300万にわたる流用事件と、このときの指導文書でしょうか、そういうものを再度確認して進めるといっただけでは何らこの問題の本質を、解決の方向を示していると、こういうぐあいに思えないものです。この形式的に市長と副市長が責任をとると、給料を削減することがその責任だと、やはりこういう形式的なことではいけないのではないかと、その根本原因をきっちり見きわめて、こういうことが再び起こらないようなシステムをどう構築したのかと、このところの発言がなければならぬのではないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） まず、一昨日もご説明申し上げましたけれども、準公金の表現につきましては、下田市の公金取扱規則1条において、公金とは、市に属する一切の現金をいうと規定されておりますが、準公金という言葉を法的に裏づける根拠はございませんが、市の執行会に入ったお金を流用したと、着服したということで、公金に準ずるものという判断でよいということで、顧問弁護士との相談の中で判断しておりますので、そのようなことで私どもは判断をさせていただいております。

それから、告発の件でございしますが、これも繰り返しになりますけれども、刑事訴訟法第239条第2項に規定されているとおり、公務員は犯罪事実を認知した場合には告発しなければならないと義務規定でございまして、議員とは見解が相違しているのかもしれませんが、罰則規定がないからやらなくてもいいだとか、そういったことを判断する我々は立場にないということを考えておりますので、告発はするべきであるというふうなことで考えております。

また、手続中、どういったわけかというようなことがございましたけれども、自らが管理しているお金を着服するのが横領に当たるということだそうです。それから、自らが管理しているお金でないと判断されるものを着服した場合には窃盗というふうな形になるそうでございます。そういった判断の違いから、ちょっと調整をしているというところが現状のものでございまして、警察については観光交流課などの聞き取りをして、どちらなのかというのを慎重に判断しているということでございますから、もう捜査機関は動いているということで、あと告発を文書にするのか口頭でということですが、私はもう捜査機関が動いている状態というのは、口頭で知らせて、もう告発しているのとある程度同一の意味なのかな

と、ただ、警察のほうとしては書類が欲しいという話には当然なりますので、どちらの罪状で出すのかというようなことで調整をしているということで、文書は出させていたいただきたいということで考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、私のほうからは管理のところをご説明させていただきます。

一昨日、ご説明をさせていただきました、その管理だけでは不十分ではないかというふうなことでございまして、先般、市のほうでは口座の通帳以外に現金、小切手、切手などの現状調査を全て行いました。副市長のほうからも答弁ありましたように、外部団体の現金の管理を所管課が行っている事例は一切ございませんでした。徹底されております。

今後、特に現金の取り扱いについては、さらなる改善を今、指示をされております。今後、現金の取り扱いにつきましては、封筒の関係、それから、課長の責任など、それから、出納簿ですね、このようなものを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 13番、沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 繰り返しになって非常に残念であります。顧問弁護士の見解だと、しかし、それは全国的な弁護士会や弁護士の見解も、ぜひとも参考にさせていただきたいと、そういう全国的な弁護士の参考例からいえば、それは処分をするなど言っているわけではありません。免職処分が妥当かどうかの、こういうことを含めて告訴することが妥当かどうかの判断を求めているんです。

既にもう警察が動いていると、それで、警察のほうから要望があって文書か何かで出すか検討するんだと、何かおかしいんじゃないんですか。警察の要望に応じて、何でこっちが動かなきゃなんないんですか。それは、既に新聞で、自らも課長言っているんじゃないですか、統合課長が。新聞報道で承知して、警察のほうで動いていると、こうであれば、何も改めて市がその職員の罪を問うことを意識的に追及するという必要がどこにあるのかと。処分の地方自治法に定められている目的は、反省を本人に求めると同時に、職場の秩序がそのことによつて保つんだと、こういうことが目的ですから、その目的は十分に果たされていると、こう判断すべきじゃないんでしょうか。しかも、準公金だと、市のかかわる金は全て準公金だと、全くおかしな見解だと私は思うわけです。執行会や夏期海岸対策事業は下田市じゃない

でしょう。別の組織でしょう。そこへ、市が交付金を出している。たまたま市長が、その責任者になり会長になっていると、こういう形になっているわけですから、それは公金ではなくてちゃんとした夏期海岸対策事業、あるいは黒船執行会のお金と、これが正確な表現じゃないですか。

したがって、昨日はその会長についても他団体であるので、市長が任命する、担当するのがふさわしいかどうか含めて検討しますよという返事を市長からいただいているわけです。そういうことからいっても、準公金というような表現をすることはふさわしくないと、正確に表現をして、公金でないものをあたかも公金のように扱うこと自身がおかしいんじゃないですか。公金だとすれば、必ず収入役に全てそれらの金が歳計外の経費、あるいは現金として収納されると、こういう形式になっているのかと。各課の通帳に入っているという形になっているんじゃないんですか、持っている、それぞれの課の、違いますか。会計上の地方自治法に基づいた会計規則、会計課長、どうなっていますか、お尋ねします、収納課のことじゃない、会計課長に。

○議長（竹内清二君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（鈴木光男君） 公金というのは、私どもが管理している通帳、あるいは現金ですね、それが公金です。今、問題となっているのが、沢登議員もおっしゃるように、黒船祭執行会とかといった形の団体のお金ではありますけれども、そこについては当然、市の職員が関与して事務を行っているわけです。会長も当然、市長であります。市の職員が関与してお金を管理している以上、それが課長名でありましても、それはその当然市の職務上の責任というものが発生するお金であると思います。

したがって、公金等管理台帳というものをつくりまして年に2回、担当課のほうで検査することになっております。それらのお金、公金以外ですね、団体のお金につきまして。その中で通帳の残高、あるいは現金等につきましての検査というのが行われていなかった過去におきまして、そういうこともありまして、再度調査いたしまして、先ほど総務課長が述べましたように、現在、外部団体の現金を管理しているというものはなかったと、そういうことになっております。公金等管理台帳というのは等ですね、公金以外のものですね。それについてきちんと出納室のほうへと台帳の提出、必要に応じて指導監督をするというものでありますので、当然市がその部分についても現在関与しているものであります。

だから、私の立場では、会計管理者としては、あくまでも公金を扱っているわけですが、出納室長としてそれらを公金等管理台帳の確認をするということをやっておりますの

で、当然その責任務的にその辺が発生しているものだというので、準公金という表現もあり得るのかなという形で考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君、3回目です。

○13番（沢登英信君） 次々このつじつま合わせもいかげんにしたらどうですか。これが公金だとすれば、あんたも会計担当者の責任が追及されますよ。チェックしているんですか。公金じゃないからチェックしていないでしょう。それぞれの担当の課長に任されているんでしょう。チェックしているんなら、会計報告の中に、いつ幾日、こうこうこういう通帳をチェックしましたと、こういう報告があつてしかるべきでしょう。あんた、処分されますよ、そんな発言していたら。自らの仕事をやってないという発言をしているんじゃないですか、そんなとぼけたことを言っているんじゃないや。公金は、それは歳計外という仕組みはありますよ、間違つて入ってきた金、それは戻すために預かっていると、そういうことはありますけれども、そういう金とは全然違ふんですから、発言を訂正してください。そうでなければ、当然あなたも処分されるということになりますよ。責任が追及、自らの仕事をやってないという、こういう不祥事にかかわった責任があなたにもあるということになりますよ、それが準公金なら、違いますか。

○議長（竹内清二君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（鈴木光男君） まず、会計管理者が行うのは自治法で決まっています、それは公金を扱うことです。公金については、当然私名義の通帳ということ、あるいは歳計外の現金ということですね。今、問題となっているのは、公金ではありません。

〔発言する者あり〕

○会計管理者兼出納室長（鈴木光男君） ありません。公金ではありません。ただし、市の職員が現実問題として管理をしているわけです。

〔発言する者あり〕

○会計管理者兼出納室長（鈴木光男君） 何々の金と言ったところで、市の職員が関与して、担当課長が管理しているお金でありますので、これを管理をおろそかにすることは当然できないわけです。そうした場合の手だてとして……

〔発言する者あり〕

○会計管理者兼出納室長（鈴木光男君） そのために下田市所管管理公金等管理要綱というものが定められております。それは、副市長のほうの答弁でも述べさせていただいております

けれども、そういった要綱に基づいて、それらは管理されるべきお金であります。公金ではないけれども、公金等ということですね。所管課管理公金等管理要綱、それは市の要綱でありますので、それに基づいてそれらの現金、切手、小切手類は通帳も含めまして管理されなければいけない。そういったところの検査、あるいは報告というのがなされている。それに基づいて管理されているというのが、それらの団体のお金であります。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） この議案は職員の不祥事に対する責任ということで提出されたわけですが、やはり今、公金、準公金、これは見解の相違でやむを得ないと思うんですけども、対策について今、総務課長からちょっと簡単にありましたけれども、もう二度と起こさない。前回は二度と起こさないで起きたわけですね。2回目です。今度起きたら、また問題になってくるわけですよ。ですから、やはりこういう対策をとったから、我々はこれについてちゃんと責任をとりますよと、そういう説明をしていただければありがたいと思うんです。ちょっとその辺のところ、不足しているんじゃないかなと思うんです。

私は10年前思い出しますと、直属の上司が、その上司が私のところまで責任が及ばなくてよかったということをちょっとしゃべった方がおられるんですよ。だから、やはり1人の責任じゃなくて、やはり皆さん全体の責任として、これから取り組んでいくためにはどうしたらいいか。その対策について課長はもちろん責任とるんでしょうけれども、じゃ、通帳は誰が預かって、どうするか、そういう細かい要綱を対策した結果こうなりましたということが今、説明できればお願いしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 説明不十分で申しわけございませんでした。

先ほどお答えしたように、まず、要綱の徹底、特に通帳のみならず現金、小切手、切手、全てを管理しようというところがまず第1点。それから、現金、通帳、特に通帳につきましても、通帳を管理する者、それから、印鑑を管理する者については分けましょうということ、それから、現金につきましても出納簿をつくるということが要綱と、その当時の改善方針の中ではある程度うたわれておりましたが、これまでその辺が徹底されていた部分と徹底されなかった部分がありました。

今回のこの現金につきましても、本来でしたら通帳に入るべきものが入れてなかった。そ

れで現金として持っていたというふうな大変問題のあるケースだと思います。ですので、先ほどもちょっと申しましたように、この直近で各課のほうの最終確認のほうを出納室を通じて確認をしたところ、本来通帳に入れるべきものの現金として所有しているものがあつたかどうかというのも確認したところ、ないということで、要は現金で管理をするのではなく通帳で全て管理をされているというふうな徹底が現在されているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） 3度目に、またこういうことがないように注意していただきたいと思います。終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） すみません、1点ちょっとお聞きしたいんですが、私たちはこの事件ですか、このことについては静岡新聞の社会面で、ばーんって伊豆下田版のところですか、そこら辺のところにはばーんと出て、真ん中辺に出て、ああとって、それで知ったわけなんです、その後市のほうから記者会見、これからこういうことでやりますからって連絡があつて知つたというふうなことなんです、なぜあんな大きな形でばーんと出てきたのか、それほどの事件だったのかどうなのかということについて非常に疑問に思っております。確かにやったことは悪い。弁解の余地がないほど悪いことです。しかし、15万の金額で22歳の若い職員のこれからの人生も、あれほど大きなダメージを受ける。もう少し穏便な形でできなかったのかなというふうに思います。

その後、伊豆新聞においては一面に、また大きく出ましたが、そのときに同じような横領事件で某病院の、それは1億何千万の横領のやつが、その隣にかなり小さく出ていまして、ええ、15万と1億何千万とがこんなに扱いが違うのかなというふうに、ちょっと驚いたようなこともあります、これは私の個人的な感情、感想なんです、強いて言えば、その本人もある程度小さい頃から知っているような関係ではありますが、人間としてはそんなに悪い子じゃないと思っていますし、今でもそう思っていますし、それがあれだけ大きなダメージを受けるような、そこら辺について市のほうはもっとしっかりやったことはやった、悪いことは悪いとして正すとしても、もう少し穏便な形で処分ができなかったのかどうなのか、そこら辺非常に疑問に思いますが、その経緯について市のほうからのご説明をお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 一般質問のときにもお話しさせていただきましたけれども、まず、処分の基準については人事院の事務総長名で懲戒処分の指針についてという通知が出ておまして、その中に横領、窃盗、それから、詐取、詐欺ですね、それらについては免職という形で規定されておりますので、また、金額の多寡についてのお話もあるかと思えますけれども、それらについても顧問弁護士に相談して、公務員という立場、範を示さなければならぬ立場にある者が、この前の一般質問でも言いましたけれども、1円と言ったら疑義があるでしょうけれども、もう15万円というお話になれば、それは処分に値すると。そういった場合の先ほども申し上げました処分の指針でいけば、もう免職という形になるものですから、それを顧問弁護士としても相談しながら対応したものでございまして、その辺についてはそういった経過ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長、記者会見に対する質疑はまだ答えてない。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） すみません。記者会見前に報道に出たというのは、ちょっと申しわけないですけれども、どこからというのが、こちらとしては静岡新聞の記事というのは理解していません。処分をした後に記者会見を行ってという形の流れで、こちらとしては考えていたわけですけれども、言ってみれば本人に処分を言い渡すよりも前に報道に流れるというような形というのは、ちょっとないんじゃないかということで、こちらとしてはそういう段取りを踏む形でいたわけですけれども、どこから漏れたのかというのはちょっとわからないんですが、そういう流れでした。それで、記者会見を行う前に、皆さんにはこういう内容がありますということファクスさせていただいて、鈴木議員につきましてはファクスが届いていないよというお話でしたので、夜、私が同じものを紙を持って伺って、説明させていただいたとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（竹内清二君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 私としても処分それ自体が不当だとか、そういうことは一切考えておりません。そのやったことに対する規定に基づいてしっかりと処分するという点についてはやむを得ないものであるし、やるべきだというふうに思っております。しかしながら、なぜあんな形で大々的に一新聞に載るような形になったのか、それほどの事件だったのかというような思いがすごくありましたので、そこら辺について市のほうとしてはどういうふうな

経緯で、そういうふうな新聞報道になったのか、そこら辺に市がどのように関与していたのかというようなことを聞きたいというふうなことで今、質問しているわけでありまして。そこら辺のところは全く新聞社のほうのあれということなんですか、独自の取材で出したというふうなことで、市として特別それ事前に情報を出したということは一切なかったというふうに考えればよろしいのでしょうか。もう一度、そこら辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 先ほども申し上げましたとおり、申しわけございませんが、どこから漏れたのかわからないんですけれども、漏れたという事実はあります。ただ、新聞に大きく取り上げてくれたとか、伏せてくれたとかいうような記者会見をしたわけではございませんので、取り上げ方については報道各社の考え方もございますでしょうから、私どもは一切そういったお話をしたわけではないです。事実を記者会見したということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） すみません、この前回の不祥事のときに減給1カ月というような前例があったようなお話ですけれども、この減給の妥当性というのをちょっと教えていただきたいのと、これだけ大きくなっているということを考えると、いわゆる管理者責任の部分で、極端な話、1年間減俸でもいいんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、その辺のちょっと見解をお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 私が答えるのも僭越かとも思いますけれども、最近の事例ですと、市長、副市長の減給条例を出さない例もございまして、これは自ら責任を感じて出すもので、懲罰とはまた違う意味のものでございまして、そこの水準が高いだとか低いだかというのは、申しわけございませんが、お答えすべきでないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） 責任水準が非常に曖昧な部分で、私もどう答えていいのかわからないんですけれども、そのぐらいやはりこれだけ大きな問題になっているんですしたら、市長、副市長もそのぐらいの覚悟があってもいいのかなということで終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） 先ほどから聞いていますと、議会側が大変擁護している話が余りにもそういうふうに取り取れるものですから、13人が全部そんなふうにいると思うと心外なもので、一言言わせてもらいたいですけれども、市は金融機関じゃないわけですから、これがイコールとはいかないと思うんですけれども、銀行なんかですと、1円でも合わなかったら夜中まで残るんだというような話をよく聞くんですけれども、それぐらい厳しく現金がある程度動くことって当然あるわけなんですけれども、その現金をびったり最後まで合わなければ、その担当課長も帰れないぐらいの覚悟で、お金をその職員が持ってきたけれども、それがどうなっているんだか、幾ら預かったのかさえも知らないで、それが何日も続いていたというのが現状だと思うんですよ。

ですから、その辺を私、15年になるけれども、これ2回目だったような気がするんですけども、体質が変わらなければ、これまたやる、やると言ったらおかしいけれども、あり得る内容だと思う。しっかりとやりますというような話は聞いているけれども、その辺をみつともないですから、しっかりと徹底して、1円でも最後までお金は管理をしているというようなことぐらいまでやらないと、みつともないですよ。職員がお金を横領したなんていうのが、たびたび出るなんていうのは全く見づらいことで、それが懲戒免職がかわいそうだななんて思っている人もいますけれども、もう当然のことだと思うんですよ。ですから、それぐらい厳しく下田市はやっているんだというものをやっていかないと、本当に何年か一度出るのが下田市なんですなんていうことがないように、しっかりとやっていただきたいと私、これは意見ですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ないようでございますので、質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第45号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第46号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第46号 下田市コミュニティバス条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 議第46号 下田市コミュニティバス条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の29ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、道路運送法第78条第2号の規定に基づくコミュニティバスを設置し、管理運営等に必要な事項を定めるため制定するものでございます。

条例の内容につきましては、30ページから32ページにございますが、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の35ページをお開き願います。

第1条は、条例制定の趣旨を定めたもので、市民の日常生活に必要な交通手段の確保を図り、市民の利便性を向上させ、もって地域活性化を促進するため、下田市コミュニティバスの設置及び管理運営について必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

第2条は、コミュニティバスとは、道路運送法第79条の規定に基づき、国土交通大臣の行う登録を受けて行う同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送事業をいうとして、本条例における用語の定義を規定しております。

第3条は、コミュニティバスの運行路線は、稲梓循環線とし、その運行経路、運行回数、運行日等は、規則で定めるとして、コミュニティバスの運行路線等について定めるものでございます。

36ページをお開き願います。

第4条は、市長は、天災その他やむを得ない事由により運行上支障があると認めるときは、運行区間を制限し、運行時刻を変更し、または運行を中止することができるとして、コミュニティバスの運行制限について定めるものでございます。

第5条は、コミュニティバスの使用料について定めるもので、第1項は、使用料を別表のとおり定め、利用者はこれを納付しなければならない旨、規定しております。

第2項は、使用料の種類を規定し、第1号に普通使用料を、第2号に定期乗車券使用料を規定しております。

第3項は、普通使用料は、降車の際に現金で納付する旨を、第4項は、定期乗車券使用料は、定期乗車券の交付を受ける際に現金で納付する旨を規定しております。

第6条は、使用料の減免について定めるものでございます。

37ページをお開き願います。

第7条は、使用料の不還付について定めるものでございます。

第8条は、利用者は、旅客自動車運送事業運輸規則第52条及び第53条に規定する事項を遵守しなければならないとして、利用者の遵守事項について定めるもので、同規則第52条には、危険物等の物品の持ち込み制限を、同規則第53条には、禁止行為を規定しております。

39ページをお開き願います。

第9条は、市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、コミュニティバスの利用を拒否し、または途中下車を命ずることができる。

第1号は、第8条、こちら利用者の遵守事項の規定に違反した者。

第2号は、他の利用者に危険または迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

第3号は、偽りその他不正な手段により利用した者。

第4号は、前第3号に掲げる者のほか、運送の安全の確保または車内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる者として、コミュニティバスの利用の制限について定めるものでございます。

第10条は、利用者は、故意または過失により、車両または附帯設備等を損傷し、または滅失したときは、これによって生じた損害を市長の査定するところにより賠償しなければならないとして、損害賠償の義務について定めるものでございます。

第11条は、コミュニティバスの運行業務、車両管理及び使用料の収納事務の委託について定めるものでございます。

40ページをお開き願います。

第12条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとして、委任について定めるものでございます。

附則でございますが、施行期日は、公布の日とするものでございます。

なお、41ページには、コミュニティバス路線図を添付してございますので、ご覧ください。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第46号 下田市コミュニティバス条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

6番 小泉孝敬君。

○6番（小泉孝敬君） 先日も一般質問でもしましたけれども、1点だけちょっと質問がしたいなと思うて行うんですが、運行日の件なんです、普段でも乗る、今、現在でも自主運行

のバスでも土日は全く本当に乗っている人が少ないような状況ですけれども、その現状とスクールバス等を使うからという理由で、この土日、祭日、年末年始というのは、完全そういう運行はなされないというふうな、そういう判断でこの運行日の決定はされたのかどうか、その点だけちょっとお聞きしたいなと思ひまして。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 学校だけではなくて金融機関、それから、診療所へ行くための足として考えておりますけれども、いずれも土日休診であったり閉まっているというようなことも考慮して、土日、祝、運行しないという形をとっておりますけれども、学校の通学だけということではございませんけれども、そういったことでこのような状況に判断させていただきました。

以上です。

○議長（竹内清二君） 小泉孝敬君。

○6番（小泉孝敬君） 事前に何か聞くところによりますと、その学校ですとか地域の区長会ですか、そういったところで話があったとき、この休日やその他年末年始で全く1台もそういったので運行されないということに対しては、何らかそういった意見とか、そういったものは何か出ませんでしたか、それだけちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 3月と6月に地元で説明会とか話し合いをしておりますけれども、一応ちょっとその辺については意見は理解されてなかったかもしれないんですけども、意見は何ってありません。

以上です。

○議長（竹内清二君） 6番 小泉孝敬君。

○6番（小泉孝敬君） これ一般質問でも言いましたけれども、非常にありがたいふだんの、将来少しでも利用してもらおうという方向にも、また地元でも持っていかなくちゃいけないというふうなこと、全体でも高齢者の方は言っているわけです。現在、その金融機関だとか病院もそうですけれども、そこから先、日曜日、その他休日、下田市内へ来る高齢者だって、恐らく今後増えて、そういう活動もしてもらわなくちゃなんないよというふうな方向へ持っていかなくちゃ、地元のでもあるわけですから、将来にわたって、これちょっと余分ですけれども、今後いろいろな形で見直すということがあれば、その辺も考慮に入れて、できるだけ、日曜日というと大体皆さん、若い人たちが車持っている方だとか、我々世代だと車持っ

ている方が多いですから利用するというのはなかなか少ないんですが、朝晩の病院等のあれというのは免許を持ってない方がほとんどですから、将来その人たちが買い物に出たりいろいろな形で行く可能性もあるんです。むしろそれを利用してくださいよというふうな形で話を持っていきたいという地元の声もあるものですから、ぜひともそういうことも将来にわたって考慮して、また、検討を願えればと思いますので、それだけはお願ひして、意見として聞いておいてください。答えはいいですから、今後また、何かこの間のあれでいくと、地元のいろいろな声を聞いて変更動機があるということですから、年末年始と土日、祭日全くゼロというのは、将来にわたって非常に問題になってくるんじゃないかなというふうな気もしますんで、その辺また、ぜひ検討していただければと思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） このバス停ですけれども、大体2時間に1回ぐらいの割合というふうに何か説明あったような気がしたんですけれども、何時頃にここを通りますというような表示みたいなのが、するのかもしれないのかというのと、この運賃というのは現金で払うのかどうなのか、さっきの話じゃないけれども、現金で払う、定期券みたいなものがあるというふうに聞きましたけれども、それ以外には現金でやりとりするのかというのと、この地図で箕作郵便局の位置が大変ずれていまして、地図ですから、直してもらえればいいんですけれども、深根橋より箕作側に箕作郵便局がありますんで、ここにはバス停は昔からないということに直してもらえれば、つまらない話で申しわけないんですけれども、先ほど、同様な表示で住民に何時頃通るというのを告知されるような考えでいるのか、その辺ちょっと教えてもらいたいです。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 補正予算でもお願いしているところなんですけれども、今あるバス停というのは東海バスのバス停なものですから、コミュニティバスのバス停ではないので、コミュニティバスのバス停をどんなものでちょっとやるのか、まだはっきり決まっていないんですけれども、バス停を設置して、そこには東海バスのバス停と同じように時刻が記載される形になりますけれども、そういう形で、あと、コミュニティバスの路線図につきましては、ご指摘のとおりでございますので、きちんとした場所にバス停は設置いたしますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 現状、定期券を使っているのは通学の子供だけという実態がございまして、大人についての定期券は現在、考慮しておりません。それと、回数券も考慮していないところで、大人の方が乗るときには現金払いということでお願いしたいというようなことで考えております。こちらにつきましても、たくさん乗るんで回数券ぐらい出してほしいというようなお声とかがあれば、検討していきたいと思えますけれども、現状、定期も出てないというような現状で、地元へお入りして話し合いをした際にも、若干ですけれども、空で走るよというような否定的な意見もありますので、議員にもご協力いただいて、なるべく皆さんで乗っていただいて、継続できるような形をとりたいと思えますので、その先で定期券や回数券が発行できるほどということになれば、これは事業として成功だということになりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 地域の足を守るこのコミュニティバスの条例については、大変評価をしたいと、ぜひ成功させていただきたいとまずは思うものでございます。

しかし、この規定の中で、1つは、第3条は、規則で定めるというぐあいになっていますので、既に規則をつくってあるのかどうなのか、あればご提示をいただきたいと、こういうぐあいに思います。これは要望でございますけれども。

それから、通学、あるいは買い物、医療等の地域の足を守っていかうと、こういう課題であろうかと思いますが、利用者がこのそれぞれの種別に分けてどのぐらい見込めるのか、見込んでいるのか、そういう推計はされているのかどうなのか、そういう点がありましたら明らかにしていただきたい。できましたら、通学に加増野のほう、あるいは北の沢のほう、何人ぐらい見込んでいるのか、あるいはお年寄りの診療や買い物に1日、あるいは1週間単位か月単位か知りませんが、そういう見込みがあったら明らかにしていただきたい。

大変利用されればいいわけですが、利用者が少なかったというような場合に、この利用者を増やすような仕組みとこのをあわせて考えていく必要があるのではないかと、ぜひとも成功させていただきたいという点で、そのように思います。

それから、第11条ですか、市長は、コミュニティバスの運行業務及びこの車両管理及び使用料の収納事務の一部を委託することができる、委託も想定しているという条例になって

おりますが、具体的にはどういうことをイメージとして考えられているのかお尋ねをしたいと思います。

なお、ここでコミュニティバスも有料で行うんだということで、説明書の36ページには大人が200円、子供が100円、小学校前の乳児は無料だというような規定がここにはありますが、それから、定期券のほうの金額も出ておりますが、どういう比較論、あるいは考えでこの金額は定められたのかと、当然これで利益を上げよというようなことではないと思いますので、なるだけ低額に抑えたということが数字上は読み取れるわけですけれども、どういうお考えか改めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） まず、規則についてですけれども、現在まだ少し調整中ですので、すみません。

それからあと、利用頻度がどの程度かということですが、補正で歳入でお願いしてございますが、半期で51万円程度見込んでおりますので、1循環当たり乗車密度2名だっただと思うんですけれども、すみません、ちょっと今、手元に数字が出てこなくて申しわけないんですけれども、金額として51万円程度見込まれるということで補正をさせていただいております。

〔発言する者あり〕

○統合政策課長（黒田幸雄君） 10月から運行を予定しておりますので、半年間ということですので、すみません。

それから、料金の決定方法ですが、まず、下田から逆川まで行くと幾らになるという東海バスの金額がございまして、ただ、乗り継ぐ関係で、乗り継ぎで不利にならないようにというようなことも考慮して、この大人の200円というのは決定しております。子供はその半額ということで、それからあと、定期についても現状と同程度ということでやっております。

交通事業者との競合というか、そういうこともありますので、交通事業者が、要は東海バスですが、不利になるような料金設定、ダンピングのような料金設定もできなければ、余りにも高いというのでもできませんので、それらを見合いながら料金については決定させていただいているというような流れでございます。

委託の内容でございますけれども、運行管理者等、市にいるわけではないので、運行管理、その他を委託するという内容になっております。バスの運転、それから、運行の管理の委託

を外部に出すということでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ご回答ありがとうございます。

運行業務、ちょっとそこら辺が素人でよくわからないものですから、ちょっとイメージが湧くように具体的に説明いただけるとありがたいですけれども、例えば清掃事務所の例えば運転は、市の所有物で市の職員がやっていると、あるいは収集のほうは全部委託していると、車まで含めて委託していると、こういう形態になっているかと思うんですけれども、そういう実例からいきますと、この委託ができるですから、委託をしないでやることも、直営で全てやることも想定をしているんだろうと思うんですけれども、具体的にですから、そこら辺委託する場合にはどういうことを考えているのか、今、ご説明いただきましたけれども、ちょっとその説明だけではちょっとイメージが湧かないものですから、もう詳しくご説明いただけるとありがたいです。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） バスを有償で走らせるバスを運転する、まず大型の免許を持った運転手を直営でやるとなると雇わなければならないというようなことが出てまいりますので、それを運行を業者に委託するということになりますけれども、それからあと、運転手等のよく話題になりますけれども、アルコールチェッカーだとか、そういう管理をする業務もございますので、それらをあわせて外部委託するという考えで、直営の職員運転手を雇ってバスを走らせようということでは、現状はないというようなことでございます。

○議長（竹内清二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

7番 大川敏雄君。

○7番（大川敏雄君） 1点だけ教えてもらいたいです。

このコミュニティバスは、稲梓の小学生や中学生が使うんだろうと、そこで、1点聞きたいのは、教育委員会のほうで遠距離通学補助金の要望がございますね。これとの絡みはどういう理解をしたらいいんですか、教えてくださいませんか。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 定期券のほうを教育委員会に買っていただくような形になりますけれども、それで、定期券を通学に使っている生徒に配布していただくというような形

になります。なので、役所の中でお金が回っているというような感じにはなりませんけれども、そういう対応となります。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（竹内清二君） よろしいでしょうか。よろしいですか。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 1点お聞きしたいんですが、これはそもそもコミュニティバスはなぜというところから聞きたいと思うんですが、とにかくこの路線図に書いてあるのを見ますと、運行者は下田市であると、車両も下田市が所有し、有償でお金を取って運行するというふうなことです。その運行の形態に関してはこれは委託をすると、ここの委託、入札形態となると思うんですが、何社かに指名して入札して委託する業者を決めるというようなことになると思うんですが、今までの質問の中で一番聞きたかったのは、大体どのくらいの総額の経費がかかるのか、収入に関しては半期で51万円というのを見込んでいると、年間100万ちょっとぐらいの乗車料収入というのを見込んでいるというふうに思うんですが、じゃ、年間でどのくらいの経費見込んでいるのかというふうなことをちょっと1つお聞かせいただけますか。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） コミュニティバスにつきましては、地方公共団体が公共交通がない場所や不便な住宅地区などの交通空白地を埋める目的で運行させる路線バスのことでございまして、交通空白地というのは東海バス等が撤退して公共交通機関がないところというようなこととなりますので、住民の利便性のために役所がバスを走らせる、それがコミュニティバスになります。

総額ですけれども、すみません、後ほど答えさせていただきます。申しわけございません。

〔発言する者あり〕

○統合政策課長（黒田幸雄君） わかっているのですけれども、準備不足で手元に持ってきておりませんでした。申しわけございません。

○議長（竹内清二君） 資料については委員会に提出していただけますでしょうか、お願いいたします。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） ぜひともどのくらいかかるかということについての資料はいただきたいなと思います。

また、この間の説明か何かで、ちょっと聞きたいんですが、これをコミュニティバス、とにかくやってみるということで、ただ、うまくいくかどうかというのは判断もあると思いますが、いずれは田牛地区も含めて定期路線バスの不足しているようなところ、そういうふうな交通の不便なところに関しては、こういう形でコミュニティバスになるのか、あるいはほかの形になるのかわかりませんが、そういうものの交通弱者に対する救済措置というんですか、市のほうで積極的に高齢化社会の進展も見ながら、そういうことをやっていくというふうなことをちょっと聞いたような気もするんですが、そこら辺のこの公共交通についてのお考えというの、このコミュニティバスをこれだけに終わらせることなく暫時広げていく、広い範囲で広げていくというふうなお考えがあるのかどうかお聞かせください。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 議員ご指摘の田牛方面などについても、順次検討しておりますけれども、まだちょっとバスを置く場所ですとかバスを回す場所ですとか、そういったものなどがありまして、この今回のコミュニティバスについてはフィーダー化といいまして、もともと下田駅から賀茂逆川まで一本で行っていたやつを相玉のあたりで乗りかえて、本線としてはバサラ峠を越えていく、松崎のほうへ行く本線を下田駅からは使ってもらって、乗りかえによって下田から箕作あたりまでの金額が浮いた分を循環に回していくというようなやり方をしておりますので、田牛についても南伊豆へ行く路線がメインの路線として走っておりますので、田牛へ行く現在のやり方が下田の駅から田牛まで一本で行けるというのを、吉佐美のあたりで乗りかえていただいて、その下田から吉佐美までの浮いたお金をコミュニティで本数を増やすとかという形をとっていますので、田牛もやろうということで考えておるわけなんですけれども、そのバスをどこで乗りかえるのかとか、そういったものをちょっと今まだ検討中ということで、拡大していく考えはございますので、よろしく願いいたします。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第46号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 8分休憩

午前 11 時 18 分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第 47 号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第47号 下田市いじめ防止条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議第47号 下田市いじめ防止条例の制定についてご説明させていただきます。

議案件名簿の33ページ、議案のかがみをお開きいただきたいと思います。

下田市いじめ防止条例を別紙34ページから38ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、下田市におけるいじめ防止に関する対策等を定めるものでございます。

お手数ですが、条例改正等説明資料の42ページをお願いいたします。

こちらは、いじめ防止対策推進法の概要でございますので、まず、概要について説明をさせていただきますと思います。

いじめ防止対策推進法は、平成25年6月に公布され、同年9月に施行されております。

まず、第1章、総則といたしまして、いじめを児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義しており、いじめの防止等のための基本理念、いじめの禁止、国、地方公共団体、学校の設置者、保護者等、関係者の責務等を定めております。

第2章、いじめの防止等基本方針等では、国、地方公共団体及び学校の各主体による、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針について定めることとされており、国、学校は策定の義務、地方公共団体は、策定の努力義務を定めております。

また、地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、条例で定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができることを規定しております。

第3章の基本的施策では、学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、まず、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定め、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めております。

いじめの防止等に関する措置において、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。

個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒またはその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導またはその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携。

いじめを行っている生徒に対する懲戒、出席停止制度の適切な運用等を定め、その他いじめ防止等に関する措置について定めております。

第4章、重大事態への対処でございます。

重大事態につきましては、法律で、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと規定されております。

学校の設置者またはその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

学校の設置者またはその設置する学校は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。

学校で重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じ、地方公共団体の長に重大事態が発生した旨の報告をしなければならないこと。報告を受けた地方公共団体の長は、報告に係る重大事態の対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認められるときは附属機関を設けて、学校の設置者または学校の行った調査結果についての再調査ができること。再調査を行った場合は、その結果を議会に報告しなければならないこと。再調査の結果を踏まえて、措置を講ずることについて定められているものでございます。

以上が、いじめ防止対策推進法の概要でございます。

続きまして、下田市いじめ防止条例について説明をさせていただきますので、43ページ、説明資料の2、下田市いじめ防止条例逐条解説をご覧くださいと思います。

第1条、趣旨でございますが、この条例は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、下田市立学校におけるいじめの防止等、こちらについては児童または生徒に係るいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいうのための対策を推進するため制定するもので、基本理念、保護者等の責務及び市民、地域内組織等の役割、いじめの防止等のための対策の推進に関し、必要な事項を定めることを趣旨としたものでございます。

第2条は、定義でございます。本条例における用語の定義を定めたものでございまして、いじめの定義につきましては、法律の定義を引用しているものでございます。

44ページをお願いいたします。

第3条、基本理念は、いじめの防止等のための対策を行うに当たっての基本理念を規定したもので、この条例に基づいて行われる対策は、この基本理念を念頭に置いて行わなければならないことを定めたものでございます。

第4条、児童等の役割は、いじめ防止等のための児童等の役割を定めたもので、互いの人格を尊重し、いじめ防止等の取り組みについて主体的に考え、積極的にその活動に努めること。いじめが行われていることを認識したときや、いじめに関する相談を受けたときは、保護者、学校または関係機関等に相談するよう努めることを定めております。

第5条、市の責務では、法第6条を引用いたしまして、いじめ防止等のための市の責務を明らかにしたもので、基本理念にのっとり関係機関との連携を図り、いじめ防止のための対策を策定するとともに、総合的かつ効果的に推進しなければならないことを定めたものです。

45ページをお願いいたします。

第6条、学校及び学校の教職員の責務では、法第8条を引用し、学校及び学校の教職員の責務を明らかにしたもので、いじめの防止等のための学校及び教職員が果たさなければならない役割は非常に大きく、常に児童等を観察しながら、いじめの防止等のために保護者や関係者との連携を定めたものでございます。

第7条、保護者の責務では、法第9条第1項から第3項を引用し、いじめの防止等のための保護者の責務を明らかにしたもので、保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもので、いじめを正しく認識し、子供に対していじめは許されない行為であることを理解させることを求めるとともに、市、学校と連携し、いじめの防止等の措置に教育するよう努め

ることを定めたものでございます。

46ページをお願いいたします。

第8条、市民の役割、第9条、地域内組織の役割では、いじめ防止等のための市民、地域内組織等の役割を明らかにしたもので、子供が学校や地域で生活する上で、市民、地域内組織の協力は欠かせないものであり、子供たちが安心して生活できる環境づくりに努めること等を定めたものでございます。

第10条、下田市いじめ防止等のための基本的な方針は、法第12条に定める地方いじめ防止基本方針として、下田市いじめ防止等のための基本的な方針を策定することを定めるもので、下田市いじめ防止等のための基本的な方針につきましては、資料54ページからの説明資料5に記載のとおりでございますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

47ページをお願いいたします。

第11条、学校におけるいじめの防止は、法第15条を引用し、学校におけるいじめの防止のための具体的な方策について定めたもので、いじめ防止のための道德教育及び体験活動等の充実を図らなければならないこと。児童等が自主的に行う、いじめの防止に資する活動に対する支援、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずることを定めております。

第12条、いじめの早期発見のための措置は、法第16条第1項及び第3項を引用し、いじめの早期発見のための措置について定めたもので、学校におけるいじめの早期発見のための児童生徒に対する定期的な調査、いじめに係る相談を行うことができる体制整備等について定めたものです。

48ページをお願いいたします。

第13条、いじめの防止等のための対策に係る教職員の資質の向上は、法第18条第2項を引用し、市及び学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他いじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行うことを定めたものです。

第14条、いじめ問題対策連絡協議会は、法第14条第1項の規定に基づく、下田市いじめ問題対策連絡協議会について定めたもので、教育委員会が学校、保護者、市民及び警察、児童相談所等の関係機関と連携し、いじめ防止等の対策を検討する組織となります。

第14条の第1項は設置、第2項は協議事項、第3項は組織、第4項は委員の任期、第5項から第7項で会長、第8項で庶務について定めるものでございます。

49ページをお願いいたします。

第15条、いじめ問題対策専門委員会は、法第14条第3項の規定に基づく、教育委員会の附属機関として下田市いじめ問題対策専門委員会について定めたもので、教育委員会と前条に規定します下田市いじめ問題対策連絡協議会と連携し、いじめの防止等のための対策の支援及び法第28条第1項に規定する重大事態、法第28条は50ページをご覧くださいと思います。

上段の四角の枠の中にございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、第1項第1号、2号で重大事態を規定してありまして、1号につきましては、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。第2号では、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときの調査を行う組織となります。

49ページにお戻りいただきたいと思います。

第1項につきましては設置、第2項は所掌事務、第3項は組織、第4項は委員の委嘱、第5項にて専門委員会の委員の任期、委員長、庶務について準用することを定めております。

また50ページをお願いいたします。

第16条、いじめ問題調査委員会は、法第30条第2項の規定に基づき、市長が設置する、下田市いじめ問題調査委員会について定めるもので、前条に規定する下田市いじめ問題対策専門委員会による重大事態の調査結果について、再調査が必要であると認めるときは、市長は、下田市いじめ問題調査委員会を設置し、再調査を行うことができる旨を定めたものでございます。

第1項は調査委員会の設置、第2項は調査が終了したときの調査委員会の廃止、第3項は所掌、第4項は組織、第5項は委員の委嘱、第6項は委員の解任、第7項は調査委員会の委員長、庶務について準用することを定めたものでございます。

51ページをお願いいたします。

第17条は、守秘義務、第18条は、委任について定めたものでございます。

附則でございしますが、第1項で施行期日、第2項、連絡協議会及び専門委員会の委員の任期の特例として、この条例の施行の日以後最初に委嘱され、または任命される連絡協議会の委員及び専門委員会の委員の任期は、第14条及び第15条で2年と規定しているものでございますが、平成32年3月31日までとするとしたもので、第3項、下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、専門委員会委員及び調査

委員会委員の報酬を追加するもので、お手数ですが、資料63、64ページをお願いいたします。

説明資料⑥でございます。こちらが同条例の新旧対照表でございます。63ページが改正前、64ページが改正後、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。いじめ問題対策専門委員会及びいじめ問題調査委員会の委員長につきましては、日額1万円、委員については8,000円と、委員長及び委員の報酬について定めるものでございます。

それから、52ページの説明資料3でございますけれども、こちらはいじめ防止対策推進法に定める組織、それから、53ページの説明資料4につきましては、いじめ防止対策推進法に定める組織と重大事態発生への対応のフロー図でございますので、ご確認をお願いいたします。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市いじめ防止条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） なかなか難しく、どこをどういうぐあいに質問するのかということもありますが、この条例をつくることによって具体的に下田で起きている、いじめがどのように解消されるのかと、ここが一番のポイントだろうと思うんです。そうしますと、現在、下田市におきます、いじめの実態はどうなっているのかと、このいじめの実態の上に、この条例を具体的に当てはめたときに、どのような形になるのかと、このことを問わなければならないと思うわけです。

私がそれなりに記憶しておりますのは、生徒の父兄が担当の先生を訴えると、裁判になると、こういうケースは記憶にあるんですけども、いじめで具体的に解決するということになりますと、むしろ条例というよりも、それを担当する先生、ケースワーカーとか、等々の体制が足りているのか、足りていないのかと、こういうことも含めて学校の体制を検討していかなければならないと思うわけです。そういういじめを、学校であれば学校の中で相談できるような仕組みが、この条例とそういうカウンセラーを増やすとか置くとかというものとどうつながっているのかと、そんなものはとりあえず、それはそちらだよと、この条例は国が決めたから、それに基づいてつくるんですよと、こういう意味合いで提案をしているのか、具体的なこの下田市におけるいじめの分析をして、具体的にこれを解決しようということで、この条例が提案されてまいっているのかと、ここの根本のところを、まずお尋ねをしたいと

思うわけでありませう。

そして、この国でこの法律ができるに当たりまして、やはり教育の独立性、それから、中立性と、こう言われるようなものがどう保障されていくのかと、特にこの条例の中では道徳教育をすれば、このいじめがなくなるんだと、こういう論理立てをしているようでありませうけれども、実態は道徳教育をしている学校で大変ないじめが起きていると、こういう実例も報告されていようかと思うわけでありませう。そうしますと、この条例で規定されている道徳教育というのは、この下田においてはどういうことを進めようということになるのかというような点についてお尋ねをしたいと思ひます。

それから、各教育委員会でいじめがあつた場合に調査をすると、さらにどういう判断のもとかわかりませうけれども、市長のほうで判断すると再調査をすると、こういう仕組みになっているようではございませうけれども、そういうケースというのはイメージ上どういう事件というんでございませうか、ものが想定できるのかと、それらの委員の、市長が指定する委員に、いじめ調査の委員も教育委員会でその委員は選任をするというぐあいになっているわけですので、そうしますと、これ何か二重、チェックは二重にしようという意図はわかりませうけれども、屋上屋を重ねているような形で、かえって調査の混乱を来すのではないのかと、教育委員会で最初にやった一番時期も近くて現場の調査と、それから、何日か日にちがたつて15人の委員のうちで再調査をすると、裁判の場合は地裁、高裁、最高裁とありますけれども、そんな感じで考えているのかどうなのか、ここら辺は教育の分野でどう考えたらいいのかと、大変疑問を持つわけではございませう。

さらに、子供たちにいじめを報告する義務を条文上、規定をしてありますよね。大人に対する、成人に対する義務と同じように、果たして子供たちにこういう義務を課すということは、教育そのものを持っている教育の観点を、教育していくという子供の成長の中では、いじめというのは起こり得るんだという前提に立つて教育はなされていると思ひます。いじめは起きないんだと、いじめを起こすほうが異常な子供だという考え方じゃなくて、子供の成長の中ではいじめというのは起こり得るんだと、こういう恐らく教育論のもとに現在の教育はされているんじゃないかと私は思ひます。その根本のところから考えますと、小さな子供に義務を課すといふようなことは、教育の観点と相反する物の考え方になっていくのではないかと、こういうぐあいに思ひますけれども、これらの点はどのように教育委員会、あるいは教育長としてお考えになつているのかお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（竹内清二君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 沢登議員の質問が多岐にわたってあるもので、全て申しわけない、聞き取りの中で答えられるかちょっと不安なところもありますが、とりあえず今の質問について答えをさせていただきたいと思います。

このいじめ防止対策推進法ができたのが平成25年と、皆さんもご存じだと思いますけれども、平成24年に滋賀県の大津市の中学2年生がいじめに遭って自殺をしたと、この問題につきましては、学校で調査をしてもいじめがなかったというようなことで、学校だけで全てが解決できないということで、平成25年にこの法が制定されました。

そんな中で、この法が何の意図を意味するかというような質問になろうかと思うんですけども、この法ができて、国の平成28年の調査ですと、小中高校生で、いじめの認知件数が32万、都道府県別でいうと1,000人当たり23.9%というような結果も出ております。また、静岡県におきましても、これも28年度の調査ですが4,893件、静岡県です。これは小学校です。中学校も2,654というような調査結果が出ております。この法が制定されたにもかかわらず、先ほど沢登議員が言われたように、いじめは起こるものだというようなことで考えていくわけですが、余りにもこのいじめという件数が非常に認知数が多くなってきているというようなことで、やはりそれぞれの責務をもう一度考えてやっ払いこうというようなことで、子供たちの義務、学校への義務、市としての義務を1回ここで明確にするというような意図が組まれております。

道徳教育の中でということであらわれておりますが、全て道徳教育でこのいじめがなくなるということではなくて、道徳教育を中心に学校教育全ての中で、やはりいじめについて起こらないような指導を先生方の研修も含めて行われております。

特にこの内容を大きく4つに考えますと、今、課長のほうで説明がありましたが、まず、未然防止、防止対策を考える。いじめを起さない学校、許さない学校づくり、こういう学校をつくっていく。ただ、先ほど来から言っていますが、未然防止と言いながらも、やはり実際には起きている。そのときに何ができるかという、やはり早期発見、早くその件について認識するという、学校はアンケート、あるいは教職員には先ほど研修等々によって子供の実態把握をする、そういう中で早期発見。発見ができれば、やはり早期対応にかかってくると思います。

学校には校内のいじめ対策委員会ということで、毎月それぞれ学校では職員会議が開かれますけれども、その中に校内のいじめ対策委員会という会を設置しまして、そこで情報収集をしていると、そして、重大事態が起きた場合には、先ほど来から話が出ております、それ

それぞれの委員会を設置して独自調査を行うと。

まず、市のほうで行う、先ほど5人のそれぞれ専門委員ということでありましたが、教育委員会が所管するのは下田市のいじめ問題対策専門委員会と、これにつきまして教育、あるいは法律、医療、心理等の方をお願いをして調査を行うと。これもご存じだと思いますが、静岡市でこの教育委員会、名称は違うと思いますが、第三者委員会と呼んでいるわけですが、調査した結果、保護者が納得できないということで新たに今度は市長の権限によりまして、下田いじめ問題対策委員会ということで再調査を行うという中で、この専門委員は教育委員会の場合は教育委員会で選任します。下田市の問題調査委員会については市のほうで調査員を任命するというので、これはお互いに組織が違うというふうに考えていただけたらよろしいかと思います。

下田市の状況ですけれども、29年の調査で小学校では20件、中学校で18件、これは毎月、下田市教委のほうに11校から毎月報告があります。そのトータルが小学校が20、中学校が18件ということで報告が上げられております。小学校、中学校とも軽易な事犯ということで重大事犯には陥っていないということで、継続観察等を行っております。

あと、先ほどの学校における組織の中で、いじめ対策委員会というのを学校で委員会を持っておるわけですが、その中にスクールソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラー等々が入りまして、その問題について協議をするというシステムになっている。ただ、1つの学校に全て置かれていないわけで、なるべくそのスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーが常設できればいいかと、ただ、これも今現在では、非常にこの専門性を持っている人がいないと、お願いをしたくてもカウンセラーの資格を持ったりスクールソーシャルワーカーの資格を持っている人が現在足りません。そういう関係もありまして、国、あるいは県にも要望しているわけですが、こういう方々の養成をお願いをしたいというふうにも今現在、進めておるところです。

全部答えられたかはちょっと不安なところがありますが、以上で私からの説明をこれで終わらせていただきます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ありがとうございます。

一応29年度の実績で小学校20件、中学校18件だと、こういうご報告いただいたんですが、私どもが小さいときは1対1のいじめというようなことが多かったかと思うんですが、今は

集団でいじめをすると、こういうようなことが報道されてきているわけですが、この20件の中にそういう事例が、いじめの事例というのは下田の場合どういう形態をとっているのかと、特に小学校のほうは件数としては多いわけでありませけれども、1年生から6年生の、ある4年生とか5年生とか、特定な形になっているのか、中学校のほうはどのような特徴があるのか、そこら辺もあわせてお尋ねをしたいと思います。それらのものが、このいじめ防止の条例と、これをつくることによってどう推進されていくことになるのか、今、教育長のお話ですと、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等の人材がいないということであれば、やはりこの条例とあわせて、そういう体制がとれるような、あるいはこの先生達のこの条例をつくることによって、先生方の仕事がまた増えて、子供とつながっている時間が少なくなってしまうというようなことがないようにしなければならないと思うわけです。そういうような体制を考えれば、当然30人学級とか25人学級とか、あるいは先生を加配していただくとか、そういう事例が起きている学校については加配の先生を配置していただくとか、そういう規定がむしろこれの中にあつたほうが現実的じゃないんですか、条例の内容を読ませていただいて、私はそう思いますけれども、そこら辺の分析というか考えはどういうお考えでしょうか。

○議長（竹内清二君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） まず最初に、いじめの事例ということですがけれども、先ほどお話しした重大事犯はないと、簡易ないじめということで悪口を言われたりちょっと仲間から外されたりと、それは本人がこれはいじめだというような捉え方をしたら報告として件数として上げられています。重大、あるいは非常に重い事犯につきましては、細かい内容について教育委員会に来ることになっておりますが、今の件数、特に簡易ないじめということで重大、あるいは集団でというようなことについては、学校からの報告はありません。

あと、先生方の多忙化というか、いじめ防止条例、こういうのができると先生方も忙しくなるんじゃないかということですが、実際に学校現場としては、もし、事が起こった場合は、本当にそれに費やす時間が非常にとられてしまうというようなことも以前、私がやっていた教職時代もそういうケースがありました。ですから、それをなくすためにやはり研修、あるいは子供たちにもアンケート等を取り、早期発見・早期解決、ここがやはり一番のポイントかなというふうに考えております。

そして、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーというのは、これは県のほうの県費職員になっております。したがって、県のほうの予算措置、あるいは県のほうで

その資格を持った方が多ければ、それなりにまた、各学校に配置ができるということで、これは市単でやっている制度ではありませんので、市でやりたくても今、言ったようにスクールソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラーの資格を持っている人がいないのが現状で、下田市の場合も1人の方が2校行っていたりというのが現状です。

私からは以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） このいじめ条例ですね、これについて大きな点が欠けているんじゃないかという気がするんですよ。この条例ができてから先生による子供のいじめが全国で何点かあったということ、新聞報道もありました。文科省のほうは先生による子供のいじめは想定しなかったんだという説明がたしかあった記事がありましたけれども、やはり先生によるいじめについても、ここで一言触れておく必要があるんじゃないかと思うんですよ。その辺についてどう考えるのか、お伺いしたいと思います。

私も経験上、小学生時には結構殴られましたけれども、そういう経験、今ではいじめでしょう。当時は教育ということで先生は殴ったんじゃないかと思えますけれども、やはりそういう問題も最近は社会問題として大きく取り上げられてきますので、恐らく文科省はそういう条例は入れるべきじゃないというかもしれませんけれども、やはりその辺のこともしっかりとやはり父兄の方々にご理解いただくにも、先生によるいじめをどうするかということを一言つけ加える必要があるんじゃないかと思えますけれども、どうお考えかお伺いいたします。

○議長（竹内清二君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 先生ということで今お話がありました、先生がこういういじめとか暴力とかということになりますと、もう県の懲戒処分の対象になります。今のお話のように、本来はあってはいけないことの中で起きてしまうという場合には、これはもう即、処分の対象ということで、このいじめ防止条例については子供たちのことを、まず最優先ということでつくらせていただきました。これをつくるに当たりまして、各県、あるいは静岡のそれぞれのいろいろな市、あるいは町のこういうものを参考にさせていただいてつくらせていただいたのが現状で、今、議員さんの言われたように先生の立場からの条例というのは、申しわけない、ここには書かせていただいておりません。

以上です。

○議長（竹内清二君） 11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） この条例は防止条例ですよ。今、教育長が言ったのは、もしそういうことがあったら懲罰されるんだよということなんですけれども、防止ですからね、ですから、この条例について先生方は附則でも何でもいいから、このいじめに対してどうすべきだということを一言つけ加えたほうがいいんじゃないかなということでお伺いをしたわけなんですけれども、それについて再度もし答弁があればお伺いいたします。

○議長（竹内清二君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 先生についてということで何回もお話がありましたが、先生方は教員になるためには試験があって、そこで合格した先生方には研修等がありまして、この服務等でそれぞれ今、言われたようなことについて研修、あるいは指導が行われているというようなことから考えまして、申しわけないですけれども、ここにはあくまでも、子供のことをということでつくらせていただきました。今、言われたことについては、再度検討することができるかどうかは、ちょっとここでは申しわけない、私の判断ではできませんので、意見として受けとめさせていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） 11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） それなら、ここにもう下田市子供いじめ防止条例とかさ、そういうやはり小中学校を対象とした、もう少しわかりのいい、これは下田市いじめ防止条例だけ見ると、何のいじめだかわかりませんよね。そういうのをやはりちゃんと市民の方が一目見てわかるようなことにしていただければと思うんです。

それで、先生が今、言いましたけれども、それは先生だって常日頃、研修会を受けているわけですね。研修会を受けていても、そういう事故があるわけですから、ですからやはり条文にもう何らかの形で、ここに書いておく必要があるんじゃないかなと思います。それについてよく検討してみてください。修正議案出すかもしれませんけれども、よろしく願います。終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第47号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで午後1時まで休憩といたします。

午前 11時 57分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第48号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第48号 下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、議第48号 下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿39ページをお願いいたします。

下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、美しい自然環境や景観と再生可能エネルギーを活用した発電事業との調和を図るとともに、土砂災害等の発生を防ぎ、良好な生活環境を維持するため、条例を制定するものでございます。

制定条文は、議案件名簿40ページから45ページのとおりでございます。

内容につきましては、条例改正関係等説明資料によりご説明させていただきます。

お手数ですが、説明資料の65ページをご覧ください。

第1条は、目的を定めております。再生可能エネルギー発電事業と自然環境や景観との調和を図り、土砂災害等の発生を防いで、良好な生活環境を守ることを目的としております。

第2条は、基本理念を定めております。

第3条は、用語の定義を定めております。

第1号として、本条例の再生可能エネルギー発電設備とは、太陽光または風力をエネルギー源とする設備であること。

以下、第2号の事業者から第6号の近隣関係者までを定めております。

次に、66ページをお願いいたします。

第3号、事業区域のうち、継続的に事業を行う土地とは、将来にわたって複数の工期に分

けて開発が計画されている場合を示し、一体的に事業を行う土地とは、各敷地が道路等で分断されていても、供用方法が一体の場合、供用方法が別々でも敷地が隣接している場合、供用方法が別で敷地が隣接していなくても、敷地境界が近接する場合を指しております。

次に、67ページをお願いいたします。

第4条は市の責務を、第5条は市民の責務を定めております。

第6条は土地所有者等の責務を、第7条は事業者の責務を定めております。関係法令の遵守、自然環境や景観を損なわないことや災害の防止に努めること等を責務としております。

第8条は、条例の適用除外について定めております。事業区域が1,000平方メートル未満の太陽光発電事業や高さが10メートル以下で、かつ当該設備の高さが稜線を超えない風力発電事業等が適用除外となります。

68ページをお願いします。

第9条は、再生可能エネルギー発電事業を抑制する区域の指定について定めております。抑制区域の候補としましては、農振農用地、水源保護地域、国立公園の区域、景観誘導ゾーン、宅地造成等規制区域、保安林等を想定しております。

第10条は、近隣関係者への説明について定めております。再生可能エネルギー発電事業着手の届け出に先立ち、近隣関係者に対し、説明会を開催し、理解を得るように努めること。近隣関係者から意見の申し出があったときは、当該近隣関係者と協議しなければならないこととしております。

69ページをお願いいたします。

第11条は、再生可能エネルギー発電事業の施行に当たり、必要な届け出について届け出の時期及び届け出事項について定めております。

第12条は、市長の同意について定めております。市内において再生可能エネルギー発電事業を施行しようとするときは、市長の同意を得なければなりません。事業区域の全部または一部が抑制区域内に位置するときは、同意しないものといたします。

70ページをお願いいたします。

ただし、太陽電池モジュールの総面積が1万2,000平方メートル以下の再生可能エネルギー発電事業、風力を再生可能エネルギー源とするもののうち高さが13メートル以下で、かつ当該施設の高さが稜線を超えない再生可能エネルギー発電事業については、この条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、同意をするものとします。

第13条は、同意の基準等について定めております。

第14条は、関係書類の閲覧について定めております。第12条第1項の規定による同意を受けた者は、当該同意に係る再生可能エネルギー発電事業を行っている間、市長に提出した書類の写しを近隣関係者の求めに応じ、閲覧させなければならないものとします。

第15条は着手等の届け出について、第16条は完了の届け出等について定めております。

71ページをお願いいたします。

第17条は、報告の徴収について定めております。

第18条は、立入調査について定めております。市長は、必要に応じて市職員に事業者等の事業所、事業区域内に立ち入り、施設、書類等の調査をさせることができるものとします。

第19条は、指導、助言及び勧告について定めております。

72ページをお願いします。

市長は、必要に応じて、事業者に対し、指導、助言をすることができるものとします。また、この指導、助言に正当な理由なく従わない者、第11条、第15条または第16条の規定による届け出をしない者、市長の同意を得ずに事業に着手した者等に必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。

第20条は、前条に基づく勧告に従わない事業者の経済産業省への報告及び公表について定めております。

第21条は、委任事項でございます。

続きまして、72ページから73ページです。

附則の第1項でございますけれども、この条例の市民や事業者等への周知期間、準備期間等を考慮し、平成30年10月1日から施行するものでございます。

附則の第2項につきましては、条例施行日前の準備行為としての届け出について定めるものでございます。

附則の3項は、経過措置として、条例施行日前に事業実施に必要な法令の許認可を得ており、施行日の前日までに工事が完了していない者の取り扱いについて規定しております。

附則の第4項は、同じく経過措置として、条例施行日前に事業実施に必要な法令の許認可を得ており、施行日の前日までに工事が完了していない者が条例の施行日以降に計画を変更する場合の取り扱いについて規定しております。

附則の第5項につきましては、第12条第2項ただし書きに該当しないモジュール面積1万2,000平方メートルを超える太陽光発電設備等で、条例施行日前に事業実施に必要な法令の許認可を得ており、施行日の前日までに工事が完了していない者が条例の施行日以降に計画を

変更する場合、既存計画部分については同意できるものとしております。

附則の第6項は、適用区分として、条例施行日前に、発電設備の設置工事が完了している者の取り扱いについて規定しております。条例の規定は適用されませんが、災害発生のおそれがあると認める場合に、事業者等に報告、資料の提出を求めることができるものとします。

附則の第7項は、同じく適用区分として、条例施行日前に、発電設備の設置工事が完了している者が、条例の施行日以降に計画を変更する場合の取り扱いについて規定しております。

附則の第8項は、第12条第2項ただし書きに該当しないモジュール面積1万2,000平方メートルを超える太陽光発電設備等で、条例施行日の前日までに設置工事が完了している者が条例の施行日以降に計画を変更する場合、既設計画部分については同意できるものとしております。

附則の第9項ですけれども、こちらは下田市景観まちづくり条例の一部を改正するものでございます。本条例においては、風力発電設備については高さ13メートルを、事業区域に含む場合の上限として高さ10メートル以下を条例の適用除外としております。

一方、下田市景観まちづくり条例では、市への届け出を不要とする規模の風力発電設備の高さを景観計画区域では13メートル以下、景観誘導ゾーンでは10メートル以下としていますので、景観計画区域内における高さ10メートルから13メートルの範囲の風力発電が、下田市景観まちづくり条例の規定における届け出の対象となるように改正を行うものでございます。

説明資料の77ページ、78ページをお願いいたします。

下田市景観まちづくり条例、別表中、区分、景観計画区域、行為の種類の仕事物の欄の(7)の「高さ13メートル以下」を「高さ10メートル以下」に改めるものでございます。

恐れ入ります。75ページのほうにお戻りください。

75ページは、条例に係る手続の流れを示しております。

第10条の規定により、事業計画の届け出に先立ち、近隣関係者への説明会を開催する必要があります。

その後、第11条の規定による届け出、第12条、第13条の規定に基づき内容の審査をいたします。13条で規則に委任する基準として、土地利用指導要綱の基準を満たしていること及び下田市景観まちづくり条例の規定に基づく景観計画区域内行為の適合通知が交付されていることを条件とする考えでおります。フローチャートにつきましては、下田市土地利用指導要綱のみ記載しておりますが、この段階で同時に、景観まちづくり条例に基づく審査も行うこととなります。事業計画が同意の基準に適合していれば市長は同意をし、工事着手となります。

す。工事中に計画変更がある場合、再度、近隣関係者への説明会を開催し、以下同様の手続を繰り返すこととなります。

第16条の規定に基づき、工事終了後、同意内容に適合しているか否かを確認し、適合していない場合、第19条に基づき、指導、助言、勧告を行い、勧告に従わない者について氏名等の公表、経済産業省への報告を行います。届け出を怠った者、市長の同意を得ずに着手した者等についても、同様の勧告を行います。

続きまして、76ページにつきましては、第9条に定める抑制区域の考え方を示す資料となっています。

第9条の説明のときに列記させていただきました抑制区域の候補となる区域について、その区域全てを抑制区域とした場合、図上で赤色で示してある区域、すみません、この左側の図面、色が若干違うんですけども、印刷の関係でこうなってしまって申しわけありません。この赤い色は同じ抑制区域外という考え方をお願いいたします。この部分、東西本郷から河内にかけての稲生沢川側沿いの平地部分だけが抑制区域から外れることとなります。

大変雑駁ではございますが、以上で私の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） ちょっと1点だけ確認させてもらいたいのが、この6月議会でほかの市などでこの条例を制定したところがあるわけなんですけれども、今日ちょっと新聞見たら、伊豆市も昨日の議会で可決しましたというようなのでありましたけれども、山を切り開いて太陽光とか設置するのが下田なんかの場合はほとんどだと思えるんですけども、なかなか山のどこの面へつけても太陽光が有効に作動するわけじゃなくて、やはり広い面積を開発して、それで太陽光に合っている部分にパネルをずっと並べていくというのが普通だと思うんですけども、やはり景観もそうですけれども、やはり山を開発していくいろいろな弊害も出てくると思うんですけども、この条例には開発の面積の規制って何もないわけで、パネルが太陽光パネル1万2,000平方メートル以下とあっていろいろあるわけなんですけれども、この山全体の開発面積の規制というのがないというのは、伊豆市見ると、何か1.2ヘクタールか何かは認めないみたいなことがちらっと書いてあったように、朝見てただけなので余り正確じゃないんですけども、そういうのが伊豆市の場合はしっかりうたってあっ

たような気がしたんですけれども、開発面積ですよ、下田の場合、そういうものがなくて、あくまでも太陽光の場合はパネル面積になっているんですけれども、その辺はどういうような考えで決めたのか、ちょっと教えてもらいたいですけれども。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません。太陽電池モジュール面積1万2,000平方メートルという考え方のことなんですけれども、こちらはFIT法による売電価格は入札で決定される2メガ発電量、2メガワットになるかどうかということ考えた中で、幾つかの種類の太陽光パネルの発電能力等を分析し、こちらは伊東市さんも同じような考えだったと思うんですけれども、2メガを超えない範囲のものとしてモジュール面積1万2,000平方メートルということで同意をしない面積か、できる面積かというところは考えております。

1,000平米を超える事業につきましては、この条例の対象に全てなりますので、技術的な審査等はできると考えております。

○議長（竹内清二君） 10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） 私も一般質問なんかでもちょっとあれさせてもらって、やはり地域の人が本当に知らない間にできてやり始めたというので大変、それでいろいろな弊害が現実には椎原の場合はあったわけなんですけれども、モジュール面積で規制するのは確かにありなわけなんですけれども、それだけのモジュール面積を、1万2,000平方メートルのモジュール面積を確保するには相当な区域の開発というんですか、山を切ったり土を崩して平らなところをつくったりしなきゃ、その面積って当然できないところがほとんど、稲稗なんか特に山ばかりですから、当然そういうふうになるわけで、他地域みたいな平らなところも結構あって、ちょっとした傾斜地のところが結構あるんでしょうけれども、やはり開発面積というのはすごく大事ななというふうに思っているんですよ。

やはり環境破壊も当然あるし、その環境破壊があるということは災害に大きく、木をみんな切ってしまうと平らなところつくらないとモジュールが設置できないわけで、その辺をすごく心配しているわけなんですけれども、やはり開発の面積を1つ規制に加えるというのは、すごく大事ななというふうに私は思っていたもんですから、課長の話だと、1,000平米以下は許可なしでもつくれるけれども、やはり1万2,000、大きなところになるとやはり申請が必要だし、市としていろいろな話し合いとか注意喚起もできるということで、それでしっかりやっていきますよということだと思っておりますけれども、文書にそういう、これ以上の開発面積はだめですよというものがあってもいいような気がするんですけれども、実際にや

っているところは、そういうものもしっかりうたってあるわけなんですけれども、そういうものは全く心配はしていないよということなのかどうかちょっと、その辺もう一度お願いします。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 私どもも、どこで線を引くのかというところは課の内部でも議論していったわけですが、そもそも太陽光発電事業というものは、国としては環境に優しい事業ということもあって、太陽光発電自体は推奨している。また、それを禁止する法律は当然ない中で、ただ、そのことが自然破壊、別の環境破壊につながることは容認できることではないということの中で、条例の名前の中にある調和ということを考えてときに、どこかで線を引く、そこをどう考えるのかというところの中で、どこで線を引くかというところは非常に悩んだところではあったのですけれども、近隣の先進事例等を参考にさせていただきながら、そこは考えてきたものでございます。

1,000平米以下のこの条例の届け出の対象とならない小規模のものにつきましても、これも他市の事例等を参考にさせていただいているのですけれども、小規模な工事についてのガイドライン的なものを定めまして、この届け出には該当しないものについても、こういうルールでやっていきたいと思いますというものをつくって、お示しさせていただくことで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 抑制区域についてちょっとお聞きしたいんですが、これ抑制区域外というところが赤い枠で規定されているところなんです、これは平地で住宅密集地で、こういうふうなところには大きな太陽光発電、風力発電がつかれないというふうな、そういう前提で区域外にしているのかどうかというのが1点と、もう一点、風力の場合を考えますと、かつて低周波騒音被害というのがかなり騒がれたことがありますよね。近隣では東伊豆町なんかでかなり住民運動も起こり、低周波騒音というのが深刻な問題として取り上げられました、この条例の中にはそういう言葉が1件もないし、抑制区域もそこら辺を考慮したものには全くなっていない。少なくとも大きな風力発電設備からは1キロメートル以内は、当初は500メートルでしたか。今1キロメートル以内ぐらいに人家がある場合は、いろいろな被害を考えたら大きな発電設備はだめなんじゃないとか、いろいろ言われたこともあり

ますが、そこら辺のところは今現在どういうふうになされているのかお聞かせください。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 抑制区域の考え方についてですけれども、大きく2つ、これまで市民が大事にしてきた景観を大切にしたいということと自然災害による生活の安全を脅かすようなことがないようにという観点から、抑制区域を考えた中で区域を指定していくとなると、こうなるよと。この本当に平地なところだったら太陽光パネルを張りつけるだけで、とりあえず災害を誘発することにはならない。景観の配慮はしなければならないと思いますけれども、この抑制区域から外れたところで現実的に1万2,000平方メートル以上のモジュール面積の太陽光発電というのは現実的には難しいのかなというところがございます。

風力発電につきましては、実際よく他市町で見られる大きな風車ですけれども、あの大きさは、実は羽根1枚が40メートルとか、そういう規模の大きさのものということで、今回うちの条例のほうで、同意の対象としているものとかかなり設備的には小さくて、採算性として考えたときには事実上かなり厳しい規制であると、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 低周波騒音、これから事業として収益も考えながら、事業としてやろうと思えば、個人的な屋根につけるとか、そういうふうなことを除けば、やはりある程度の大きさの高さ、1枚の羽根が十何メートルもあるようなそういうふうな大きな風車を、風力発電設備をつくるということが当然だと思いますが、大きければ大きいほど、やはり低周波の問題というのも現実問題として起こり得るわけでありまして、そこら辺の騒音、規制区域外であっても、そこら辺、人家が1キロ内外にあれば、そこまでのところには何らかの被害が及ぶというふうに考えるわけですが、そこら辺のところは一切考えないということですか。そんなに大きな被害が発生するような風力設備は考えていないということなんですか。対象外となるということなんですか。事業として考えれば、ある程度の大きさをやるのが当然だと思うんですが、大きければ大きいほど被害の発生の確率が大きくなってくると思うんですが、そこら辺、まさか技術が進歩して低周波騒音がもう解決されたというふうな、そういうふうな立場に立っているのかどうかわかりませんが、そこら辺のところについてお聞かせください。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 設備の大小にかかわらず、そういった被害が絶対ないかというと、

そこは違うとは思うのですけれども、先ほど太陽光のお話のときにも繰り返しになってしまいますけれども、風力発電なり太陽光発電なりという再生可能エネルギーをエネルギー源とする発電事業そのもの自体を禁止する法律等があるわけではない中で、その折り合いと申しますか調和と申しますか、そういったものを考えたときに、一切だめですという規制はできないのかなと考えた中で、市民生活に与える影響を最小限としつつ、同じことばかり言って申しわけないんですけれども、調和を考えているということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 8番 鈴木 敬君、3回目です。

○8番（鈴木 敬君） ですから、風力発電設備が全面的にだめだなんてことは言ってないわけなんですよ。ただ、風力発電設備による低周波騒音とかという被害も想定されるというふうなときに、それも一切考慮しないで、それを考慮することが風力発電そのものを否定することだというふうな、そういうふうな答弁は少しおかしいんじゃないですか。人体に与える影響がどの程度のものが考えられるのかというふうなことも考慮した上で、じゃ、この範囲までだったらつくってもいいですよ、ここまで人家に近寄ってくると人間にも何らかの影響を及ぼすから、それは考慮しなければいけませんとか、そういうふうなことがないんですかというふうなことを聞いているわけですよ。そこら辺のことを一切考慮していないんですかというふうなことを聞いているわけなんですよ。

自然との調和よりも人体との調和を考えてないんですか。人間が生活する健康被害だとか、そういうことに関して、それはもう解決されているんですか。それは解決されなくて、そのままあっても考慮しないということなんですか。今の課長の答弁は、何かそういうことを言うと、もう一切、再生可能エネルギーを否定しているんだというふうな、そういうふうにとられると、そんなことは一切言っていませんよ。どうやったら調和ができるか、人体とまず調和ということも考えていただきたいなと思うんですが、もう一回答弁をお願いします。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） 鈴木議員のおっしゃっていることは十分わかります。確かに、そういう意味では人体に何かしらの影響を及ぼすという可能性があるのであれば、それはそれとしてこの条文にもございますけれども、その後条文の変更もできることになっております。しかし、今、ご指摘の風力発電に限って申し上げますと、いわゆる人体に影響がどの程度及ぶのか、よく言われるのは低周波の問題もよく言われますが、その実態は科学的に実証され

ていないのが実情でございます、その辺の大綱はなかなか基準を見出すことが難しい状況だろうと思います。今現在その10メートル、13メートルというお話がございますが、いわゆるその景観を損なわない範囲の高さということであって、その10メートルというような基準を設けているところでございます。

いずれにしても、鈴木議員のおっしゃっている人体への影響、それらについて将来的に科学的に立証できて、それがイコール原因としては風力発電がもとであるというのが立証できれば、それに対応するような要綱の変更も十分可能なような形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） この条例を提案していただきまして、大変評価をするものでございます。さらに、この施行が10月1日ということではなくて、できるだけ早くやっていただきたいと、こういうぐあいに思うわけですが、どういうわけで、この6月の議会でどうして10月まで待たなければならないのかと、もっと早くできないのかと、附則のところの規定ですね、それを1点お尋ねしたいということと、それから、これをつくって不備があれば訂正をしていきますよと、しかも、ここに載っていないものについてはガイドライン等で指導はしていきますよと、こういう姿勢ですから大変評価できるのではないかと思うわけです。

ただ、これも規則をつくるよというぐあいに書いてございますので、規則等があれば審議の中でご提示いただきたいというぐあいに思います。つくっていなければあれですけども、できているのではないかと思いますので、お願いをしたいと、こういうぐあいに思います。

それから、そういう点で6月2日のこの静岡新聞等で伊豆市の例が出ていまして、ここに県道から見える部分は500平方メートル以上も対象にするというぐあいな記事が出ていますので、ここの同じ時期にほぼ条例をつくるということのようですので、他市との均衡というんでしょうか、そういう点で検討したかどうかお尋ねをその点したいと思います。

さらに、この規制基準が大変苦勞されて、旧市街地以外、ほぼ全市を対象にしてくださいというので大変ありがたく思います。この下田市の特徴は、ここに鉱山があったということです。山を全て木を切って、そして、この根まで抜いて、そこにパネルをするということは、これはもう鉱山の一部の開発と同じような事態になると、こういうぐあいに想定していると思うんです。例えば、当時の状況を見ますと、発破までかけて、この石を取っているわけですから、そうしますと、この地域にできますのはカドミを含めた重金属の鉱毒とい

うことを考えなきゃならないと、そういう観点からいくと、水源をどう守るんだと、何回も言っているけれども、当局は受けとめないで、こういう姿勢であります。この条例の中には、この水質を守る、水源を守るという項目がないわけですから、それはぜひとも水源保護条例のほうで、そういうこの水源を汚すようなことはだめですよと、こういう規定をつけ加えていただきたいと、こういうぐあいに思います。

さらに、この条例はこれだけにとどまらず、課長も説明ありましたように、土地利用指導要綱、宅造法、あるいは森林法ですね、等々いろいろな、それから、景観法や50ヘクタール以上については県の影響環境調査と、こういうものもいろいろな形で被害等とか起きないように仕組みにしようという体制をつくり上げようということも1つだと思っただけです。そういう点で考えますと、この鉱毒に対する水質の保全ということが抜けているんじゃないかと僕は思うわけです。真摯にこの点については、今条例の中に入らないとしても検討課題として早急に対応していただきたいと、こういうぐあいに思うわけです。

なお、土地利用のほうにつきましては、開発面積の規定と、例えば1万平米あると、そのうち半分ぐらいは開発していいけれども、あと半分は緑地のまま残しておいてくださいよと、こういうちょっと割合は違ったかもしれませんが、指導項目があるんじゃないかと思うんですが、そういう指導と、この先ほどの忍議員が指摘した点とつながってこようかと思っただけですが、そういう仕組みの中で開発面積をどう規制していくかという、こういう現実の問題があると思いますが、そこら辺の理解が進むようにご説明いただければありがたいと思います。

それから、今、僕が心配しておりますのは、田牛地区のこの開発が許可はとっているけれども、開発がこの木を全部取っ払って放置したままになっていると、資金が続かないのか、いろいろな事情があってそうなっているんだろうと思いますけれども、こういう許可をとって、その事業が放置されている、こういうものの指導をどうするのかと、そのままほうっておきますと、必ずこの雨期に災害を引き起こす可能性というのは心配せざるを得ないと思うんですが、そういう現実的なものにこの条例が対応できるのかと、あるいはできないとしたら現在どういう仕組みでそこをフォローしようとしているのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） まず、施行期日につきまして、こちらにつきましては、例えば今議会で作った条例、7月4日から施行しますよという何の準備期間も周知期間もないまま

施行するという事は、本当に今、開発を計画している方にとっても、こちらの準備期間というものもありますけれども、今現在その法令の適用、現行の法令の許認可の手続をしている最中のもの、全ての事業化を阻んでしまうことになる。

〔発言する者あり〕

○建設課長（白井達哉君） いや、例えば1万2,000平方メートル同意しないよと、それだけの規模の開発を計画中のところについても、どうしていくのか、他法令の中で、例えば森林法なども今現在、調整中のところなどもあると思いますけれども、森林法でいえば県のほうの審議会が年に4回、3カ月に一遍ということですね。今その事業化の最中のところにつきましては、9月の森林法の審議会に間に合えば、当然この条例の、間に合えばの話ですけれども、そういったこともあって、ある程度のそういう準備期間、そういう期間は必要だと思っております。近隣でいえば伊豆市さんも10月1日施行で、6月定例会の可決だったと記憶しております。

規制の内容等につきまして、他市町の条例を参考にさせてもらっているのかどうかということにつきましては、この近隣ということでは既に条例が施行されているのは、富士宮市と伊東市、伊豆市さんがやはり同じ6月定例会のタイミングで、あちらはもう可決されたということですが、当然、伊東市さんのほうにつきましては、伊東市役所を訪問しまして、私と担当係長、担当の3名であちらの都市計画課の方にいろいろな細部についてご教授いただいている。また、伊豆市さんとはパブリックコメントを実施する段階から電話やメール等で連絡を取り合って情報交換をお互いにさせていただいていると、そういうことはさせていただいております。

開発率の関係につきましては、土地利用指導要綱、今のところ2,000平方メートルになっていますけれども、再生可能エネルギー、とりわけ太陽光の部分につきましては、今回の条例に合わせて土地利用指導要綱のほうも1,000平米、太陽光だけはそちらに合わせてようというふうを考えております。

水質の関係ですけれども、こちらは議員の一般質問のときにお答えしたように明確な基準、そういうものができたら、こちらの規則の改正になるのか、あるいは土地利用指導要綱自体を改正するか、そういったことで対応していきたいと考えております。答弁漏れはないでしょうか。

〔発言する者あり〕

○建設課長（白井達哉君） すみません。田牛につきましては、今、変更計画を出そうとして

いと、その宅地造成等規制法や森林法など、現行の法令に関する変更計画とその認可が9月30日までにおりれば、その部分は認められる。ただ、その変更計画の作成に時間がかかって、結果、10月に入った段階でその変更計画の認可等が終わってないという状況になったときには、こちらの条例も適用されると、今の森林法や宅造法の計画変更以外にこちらの条例に関する届け出同意も必要となってくると、そう理解しております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ご答弁ありがとうございます。

田牛のやつは、それは適用するかという点と、現在放置していくと被害が起きるのではないかと、ですから、危険なものについては市が代替で施行して危険を回避するというような条文があるものもありますよね。これにはそういうものはないんで、あくまでも業者にこの危険防止の措置をさせるんだと、こういう姿勢になっていようかと思うんですけども、この雨期を迎えて、僕が素人目で見て、あれはほっとくとちょっと事故になりそうだなというような気もするんですよね。ですから、そういうような部分に緊急に事故にならないような措置や命令というか、そういうものを出すようなことが必要ではないかと、こういう意味合いでの質問だったわけです。

あと、時間もありますから要望で終わりますけれども、ぜひともなるだけ早く、6月1日といわず周知の期間だけでよろしければ1カ月半もあればよかろうと、3カ月は要らないだろうと、6月にやれば10月といわずに9月から施行ができるような仕組みというのは法的に検討できないのかと、こういう意味合いであります。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんか。

4番 滝内久生君。

○4番（滝内久生君） 今、大変下田市内で問題になっているのは乱開発ですね、宅造、用地造成に伴って乱開発みたいなことやっているのが一番の一つの問題、それから、もう一つは、この耐用年数が過ぎたときに放置して、当然この業者は逃げます。最後まで管理してやるなんていうことは当然しないと思いますので、その関係の対処はどの部分でできるのかというのが質問の1点。

それから、19条に、指導、助言、勧告というのがありますけれども、最終的にこのフローで見ますと、指導、助言に従わない場合は勧告がありますよね。勧告に従わない場合は経済

産業省へ通報しますよと、経済産業省へ通報したら、その事業はとめることができるのかどうか、その辺の2点お伺いします。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 20年以降の撤去につきましては、改正された経済産業省の認定FIT法、そちらの法律のほうで、まず売電価格の中に20年後のパネルの撤去費用まで見込んだ価格で業者は売電しているということと、ガイドラインが設定されていまして、認可を得るためにはガイドラインに沿った計画でないと認可をしませんよ。そのガイドラインの中で、その発生するパネルの処分方法につきましては、環境省の定めるガイドラインに従ってやるようにということが定められております。なので、具体的には上位の法律のほうで処分の方法については定められているという考えでおります。

私どももこの条例をつくるに当たって、例えば20年後の撤去費用を供託金で市が受けることができるのかできないのか、そういうことも法律的なことを含めまして検討してまいったところでございますけれども、土地の所有者でもない下田市が、その供託金を受けることのやはり疑義というのがあるということと、逆に供託金を市が何らかの方法で受けたとして、逆にそのことが最悪、私たち逃げても市が撤去するみたいな、そういう変な誤解というか、そういう逃げを与えてしまうことにもなるということもありまして、今回そのところは条例のほうに盛り込まなかったという経過がございます。

あと、指導、助言、勧告のことにつきましては、最悪、経済産業省への通報につきましては、改正されたやはりFIT法の中で他法令を遵守していないものについては買い取りを取りやめることができると、他法令、法律の中には条例は含むけれども、指導要綱等は含まれないというものがあつた中で、今回この条例の一番実質的な効果は、この経済産業省への通報から売電の停止につながることでと考えております。ただ、実際にそこで売電が今、停止されたという近隣の事例等は聞いたことはないです。

以上です。

○議長（竹内清二君） 4番 滝内久生君。

○4番（滝内久生君） 一番心配するのは、言葉は悪いけれども、とんずらするというのは、もうこういう業界のやる手段ですから、その辺を何とかとめる方法を画策してもらいたいと思います。

供託とかいろいろなことは方法はあるけれども、結局はやり逃げというのが一番心配なことですので、また、それも頭に入れていろいろな方策練ってもらいたいと思います。終わり

ます。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第48号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第49号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第49号 下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議第49号 下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案件名簿の46ページ、議案のかがみをお開きください。

下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙47ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、根拠法令の見直し及び下田市立中学校を1校に再編するためでございます。

お手数でございますが、条例改正等説明資料の81、82ページをお願いいたします。

81ページが改正前、82ページが改正後、アンダーラインの箇所が今回改正させていただく部分でございます。

第1条、改正前でございますけれども、見出しが「目的」、条文につきましては「この条例は、地方自治法第244条の2の規定により下田市立小・中学校（以下「学校」という。）の設置について定めることを目的とする。」を、改正後の第1条につきましては、見出しを「設置」とし、条文につきましては「市は、学校教育法第2条第1項の規定に基づき、学校を設置する。」に改めるものでございます。

改正前の根拠法令につきましては、地方自治法第244条の2でございまして、公の施設の設置、管理及び廃止にかかわる規定であるため、根拠法を学校教育法第2条第1項、学校の設置者の規定に改めるものでございます。

第2条につきましては、条文中「下田市」を「市」に改めて、同条の表中、中学校4校を

1校とし、名称につきましては「(仮称)下田市立統合中学校」とし、位置につきましては、現在の下田市中学校の位置である、下田市敷根765番地の1とするものでございます。

お手数でございます。議案件名簿の47ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものとし、ただし書きで、第2条表中の改正規定は、平成34年4月1日施行とするものでございます。

お手数でございますが、条例改正等説明資料の83ページをご覧ください。

新中学校の名称につきましては、教育委員会の諮問機関であります下田市立学校統合準備委員会を中心に検討してまいります。名称が決定した際には、資料記載のとおり、現在審議いただいております、下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を直後の議会の提出していただき、第2条の表の改正規定中の「(仮称)下田市立統合中学校」を決定した正式名称に改正する予定でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(竹内清二君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番(沢登英信君) 条例改正にいろいろチェックさせていただく機会もありますが、仮称の名前で条例を制定するなんていう条例を見たことございません。何で仮称で、こんなことをやらなきゃならないのかと。学校は市の施設ですから、こういう名称で、こういう施設をつくると、目的はこうこうこうだと、こういうことが決まったときに条例を出してくるのが当然当局の姿勢ではないんですか。名前もまだよくわかんないと、審議の結果、名前も変わりますよと、名前は変わったときにそれを条例を変えますよと、こんな仕組みで軽々しく市の設置条例を私はつくるべきではないと、これは撤回すべきだというぐあいに思います。何で、しかも、こんな撤回するような条例を出してきたのかと、その理由を明らかにしていただきたい。

○議長(竹内清二君) 学校教育課長。

○学校教育課長(土屋 仁君) 仮称の条例について、議員、見たこともないというようなお話でございますが、私ども調査いたしまして、他市、他の自治体の事例におきましても、こういった条例の制定部分はあるということは確認してございます。

また、この条例の設置時期ということでございますけれども、特段その学校の設置条例の提出時期というものについても定められているものではございません。例えば議員のおっしゃるとおり、名称が決定して、学校が完成して出すということもオーケーでしょうし、実際に学校を新たに設置する予算が確実に執行される見込みがある場合には、その条例を提出しても差し支えないというような実例もございまして、今回、私どもといたしましては、昨年の7月に再編整備審議会からの答申をいただきまして、9月には平成34年7月開校というような市の方針を示させていただきました。その後、市長と語る会であったり保護者に対する説明会ということで、皆様方に説明をさせていただいたという中で、今後よりよい学校をつくっていくという中で、また、統合準備委員会、その下部組織であります部会等々でも協議をしていく中で、市としての方針を示させていただくということで今議会に本条例を提案させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） まさにこの変則的な形で、30年7月って言いましたか。やはり一定の学校の教育理念、あるいは体育館をどういうぐあいにつくるのか、通学手段をどうするのか等々を、この新たな学校を設置し、運営していくには大きな課題をそれぞれ了解を得て進めていかなきゃならない課題だと思うわけです。そういうきっちりした手順を踏まずに、この設置条例だけを先に予算を設置するのに必要だからと、こういうお話でございしますが、予算を提案するのにこの設置条例が要るなんていうような条件がどこかに、自治法の中に決まっているんですか。私の理解では、そんなものはないんじゃないかと思うわけです、状況はね、予算が必要であれば、それは議会に出して建設をすると、学校統合については一定のそれらのところできっちり審議がされているわけですから、それらの審議を待って、学校の名前もほぼ決まりましたよと、決まりますよと、今、審議しているところで学校の名前も決まらないときに、この設置条例を出して、名前が決まったら、またそれを訂正するんですよと、そんなやり方は改めたほうが私はいいいんではないかと思うわけです。教育長、どのようにお考えですか。

○議長（竹内清二君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） いろいろな考え、方法等があろうかと思えますけれども、先ほど課長のほうからも話をしました。まず、場所ありきではありませんけれども、ここの場所に中学校を建てていくんだと、それに対して今、沢登議員さんが言われた、いろいろな課題が

出てくる。その課題を解決していくということで私たちは考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） すみません。私のご説明がちょっとおかしかったのかもしれませんが、予算を執行するために学校名を決定する、（仮称）下田市立統合中学校にするというなちょっと議員のご質問だったような気がします。特段そういうわけではございませんで、その条例を出すタイミングが、予算が確実に執行される見込みがあるときには、その条例でその設置を定めることも可能であるというようなことで説明させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） すみません、1点ちょっとお聞きしたいんですが、統合中学校という名前の統合というのはどこから、どのような経緯で出てきたんですか。何かしら何か機械的で、何か……

〔発言する者あり〕

○8番（鈴木 敬君） 仮称、でも、これがこのままだったら決まっちゃうわけでしょう。だから、そこら辺のところがどのような経緯で、こういう統合中学校という名称が出てきたのか、まずちょっと経緯をお知らせください。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 今回あくまでも仮称でございます。仮称についても、いろいろちょっとじゃ、下田市立新下田中学校であるとか、下田市立稲梓稲生沢下田東下田統合中学校であるとか、いろいろちょっと候補が出たんですが、やはり例えば下田市立新下田中学校も、もしかしたらそういう名前で行く可能性もなきにしもあらずというような部分もございまして、もう誰が考えても正式名称にはなり得ない下田市立統合中学校という名称を仮にここで規定させていただいたということで、先ほども申し上げましたとおり、新たな名称が決まったときには、この条例をまた改正させていただいて、新しい学校名を規定するということでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第49号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 1分休憩

午後 2時 11分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第50号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第50号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議第50号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

議案件名簿の48ページ、議案のかがみをお開きください。

下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙49ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

お手数でございますが、条例改正等説明資料の84ページをお願いいたします。

まず、1番の改正趣旨でございます。

児童福祉法第34条の8の2の規定に基づき、市町村は、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの設備及び運営について条例で基準を定めなければならないものとされており、放課後児童健全育成事業に従事する者、支援員でございますが、支援員及びその員数については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従い定めるものとされております。

2の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正でございます。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

省令の改正内容につきましては2点ございまして、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの支援員の資格要件にかかわるものでございます。

資料85ページ、参考の②をお願いいたします。

改正の内容の1点目でございますが、第10条第3項第4号「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を、「教職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改めるものでございます。

この改正は、改正前後で教職員として一定の資質を有する者を対象にすることについては変更はございませんが、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とした規定に改正するものでございます。

2点目につきましては、第10条第3項に第10号として「5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、市長が適当と認めたもの」を追加するものでございます。本条は、地方分権改革に関する提案募集におきまして、放課後児童クラブの勤務経験は豊富であるが、高校を卒業していないために支援員になれない方がいるため、資格要件を拡大すべきではないかとの提案を踏まえて改正するものでございまして、放課後児童クラブに長年勤務しているが現行の資格要件を満たさない方を想定しているものでございます。

続きまして、条例の改正について説明をさせていただきます。

86ページ、87ページをお願いいたします。

86ページが改正前、87ページが改正後、アンダーラインの箇所が今回改正させていただく部分でございます。

本条例も省令の改正内容と同様となっており、第10条第3項第4号「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を、「教職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改め、第10号として「5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、市長が適当と認めたもの」を追加するものでございます。

お手数でございます。議案件名簿の49ページに戻っていただき、附則でございますが、この条例の施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただき

ます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第50号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第51号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第51号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

○福祉事務所長（土屋悦子君） それでは、議第51号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の50ページをお開き願います。

議第51号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙51ページのとおり制定するものでございます。

提案理由につきましては、新たに附属機関を設置するためでございますが、名称につきましては「下田市福祉有償運送運営協議会」でありまして、事務の内容は、福祉有償運送に関する要件認定事務を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数でございますが、資料の88ページをお開き願います。

下田市附属機関設置条例の一部を改正する趣旨でございますが、福祉有償運送を実施するに当たり、下田市では協議体制が整っていないため、新たに附属機関として、下田市福祉有償運送運営協議会を位置づけたく、下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を議案として提出するものでございます。

なお、下田市福祉有償運送運営協議会の細部については、下田市福祉有償運送運営協議会規則で定めることといたします。

下田市福祉有償運送運営協議会に関する制度を簡単にご説明いたしますと、NPO法人などが、運輸支局へ福祉有償運送の登録申請をする場合には、運送を行おうとする区域の市町

村が設置する運営協議会の合意を得て、その地域を管轄する運輸支局へ申請書を提出するとなっております。その際、運営協議会において協議が調ったことを証する書類（合意証明書）の添付が必要となるものでございます。

根拠法令は、道路運送法及び道路運送法施行規則に基づくものでございまして、福祉有償運送運営協議会において、道路運送法及び同施行規則に規定される協議事項は、福祉有償運送の必要性、運送の対価、運送の区域であり、その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり、必要となる事項を協議するものでございます。

では、福祉有償運送とは何かと申しますと、タクシー等の公共交通機関によって要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、NPO法人等が、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して行う輸送サービスのことでございます。

運送主体は、NPO法人、公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会でございまして、89ページをお開き願います。

運送利用者は、会員として登録された次に掲げる者及び付き添いで、1、介護保険法に規定する要介護者及び要支援者。2、身体障害者福祉法に規定する身体障害者。3、その他肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害者等により、単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者でございます。

運送の対価といたしましては、一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃、簡単に言いますと、タクシー料金のおおむね2分の1を目安に、実費の範囲内で認められるものであることとなっております。

県内の設置状況でございますが、市では、23市中21市が設置済み、2市、未設置、町では12町中7町、設置済み、5町、未設置という状況でございます。

次に、自家用有償旅客運送の概要をまとめてございますが、実施主体が市町村で、市町村運営有償運送に当たっては地域公共交通会議となり、先ほどからご説明しております実施主体がNPO法人などは福祉有償運送運営協議会となるものでございます。

協議会委員は地方公共団体、地方運輸局または支局、利用者、地域住民、運輸に係る地域のボランティア団体、バス・タクシー等関係公共交通機関などで構成されております。

次に、90ページ、91ページをお開き願います。

新旧対照表でございますが、見開き左側90ページが改正前、右側91ページが改正後で、アンダーラインが引いてある箇所が今回改正をさせていただくところでございます。

別表、市長の部の下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会の次に、新たに「下田市福祉有償運送運営協議会」を追加するものでございます。

お手数でございますが、議案件名簿の51ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例の施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第51号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 現在、介護施設とかデイサービス等へ送り迎えをその事業者さんがやっておられて、たしかそれは無料でやっていると思うんだけど、今後この条例ができる、そういうデイサービスや介護施設への送り迎えですよね、の人たちからその乗車料金を取れるようになると、逆に言う取るとなるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（土屋悦子君） ただいまのご質問でございますが、基本的には、そこの法人に任せているということでございまして、これにかかることといたしますのは、例えばでございますが、今、議員がおっしゃいました基本的に法人が運行する送迎の定期便は無料でやっている、ただし、定期便に乗り遅れたような方とか、また、迎えに行かなければならない場合について料金を有料にしたいよというような場合に申請を出したいと、そういう場合があるということで、そこの法人が考え方として、それらを有料にしたいよという場合と、基本無料で今までどおり送迎するんだけど、例外について有料にしたいよという場合で、その法人次第ということで、全てがこれがあるから有料になるというわけではございません。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 全てが有料になるかどうかは、その法人の考え方次第で取ろうと思えば、例えば今までは無料で送り迎えをやっていたんだけど、条例によって今度有料で送り迎えができますよということになれば、その要するに、そこの事業者さんが有料ですよといえれば払わざるを得なくなるんで、その介護を抱えた家庭の新たな負担になると思うんだけど、介護を抱えた家庭、結構大変だと思うんで、その何らかの保障というか助けるとい

うかそういう手だてがないまま、ただ、今まで無料で送迎してもらっていた家庭がみんな有料になっていくようでも困るのかなという気がするんだけど、その点はどうですか。

○議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（土屋悦子君） こちらの申請を出すのに、なかなか手間がかかりまして、なかなかこれが採算が合わない事業となっているということでございまして、なかなか申請が出てこない。例えば今、先ほど設置状況を申し上げましたが、東部地区9市を事前に調査させていただきました。そういたしましたら、じゃ、どれだけ協議会をつくって、どれだけの審議をしたものがあるのかといいますと、9市とも設置済みなんですけれども、この5年間で2回、ほとんどが3年に1回の更新申請で新規のものがほとんどないよという状況でございまして。それで、なぜ申請がないのか、これがあっても出てこないのかといいますと、まず、採算がとれない事業であるということ。それで、申請に手間がかかる。また、いろいろこれ出すには運送の対象という基準があるんですけれども、その有料の認定講習が必須のため、運転者が集まらないよということとか、車の維持費に苦慮するよということなどで、なかなかこの有償運送というものに移行に至らないと、今までどおり自分たちの中で医療法人を経営する中で無料の送迎を今現在行っているんですけれども、その形態が大体保たれているというようなことでもございました。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 最後の質問になるんですけれども、例えばこの辺だと病院がまた走らせているのもありますよね。あれもまた、有料にすることができるということで、それから、余り申請がないという話ですが、申請がないんだったらつくらなくもいいんじゃないかなという逆説的にはですね、必要があってやってくれというんならやる必要があるかもしれない、ほとんど申請がないということならやる必要なくて、むしろ現に送迎してもらっている家庭が新たな負担を生むようだと、むしろそのほうが問題なのかなという気がするんですけれども、委員会でしっかり審議をしていただければと思うので、委員長報告のときに続きをやりたいと思います。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） 例えばの話でちょっと聞いてもらいたいですけれども、お年寄りが病院へ入院をして、ところが、もう一人いる連れ合いもお年寄り、例えば順天堂へ入院

して、いよいよ退院をしてこなきゃならないときに、そのお年寄りが運転をして迎えに行くには、とても厳しいんだということで病院へ相談をしたら、順天堂なんですけれども、名称はちょっと合っているかどうかわかんないけれども、福祉タクシー的なものがあるんだということ言われたらしいんですよ。ですから、そうすると、順天堂から特別なタクシーなのかよくわかんないんですけれども、下田まで連れていくにはかなりのお金を取られるんじゃないかなと思うんですけれども、そういうものを、例えばここに2分の1とかって書いてあるけれども、安価にやってやる、善意的に私、考えているんですけれども、そういうような組織をつくるという意味があるのかどうかというのを私はふと思ったんですけれども、その辺どうなのかな、ちょっとお聞かせ願いたいんですけれども。

○議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（土屋悦子君） すみません。まず、今、議員おっしゃった福祉タクシーとの違いから申し上げさせていただいてよろしいでしょうか。

福祉タクシーとは、一般的に道路運送法第4条に基づいて介護認定を受けている方や身体障害者などの障害を持っている人に対して、普通二種免許を持った運転手が福祉車両等を使って行うタクシーとなっております。福祉有償運送につきましては、道路運送法第78条に基づいて自治体の設置する運営協議会の協議を経て、介護認定を受けている方や身体障害者などの障害を持っている人に対して、地域の住民、社会福祉協議会やNPO等が持っている車両を使って行うこと。そして、営利を目的としない。ですので、タクシーの2分の1以内の対価で行いなさいよということになっている。ここが明確に分かれているところございまして、今、例にしておっしゃられた順天堂から退院してきたいよというのは、この今、私どもが上げさせていただいておりますものには該当しないという形になっております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第51号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第52号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第52号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐々木雅昭君） それでは、議第52号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の52ページをお開き願います。

下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙、次の53ページから63ページのとおり制定するもので、今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、それぞれ平成30年3月31日に公布され、原則といたしまして平成30年4月1日から施行されることになったことに伴い、今定例会におきまして下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例といたしまして、専決処分の報告をさせていただきました部分以外の部分につきまして、条文の整備を行うものでございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、条文を整備するためでございます。

なお、今回の改正につきましては、わがまち特例の特例割合の部分を除きまして、国から示されました改正文どおりの改正となっております。

下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につきまして、その主な改正内容につきまして、条例改正関係等説明資料により説明をさせていただきます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の92ページ、議第52号、説明資料の1をご覧くださいと思います。

今回の条例改正の主な項目につきましては、こちらの資料に記載のとおりでございまして、改正箇所によりまして施行日が異なっております。

まず、個人市民税におきまして、個人所得課税の見直しが行われたところでございまして、1点目といたしましては、障害者や未成年者等の非課税措置の対象となる合計所得金額を、現在の125万円以下から135万円以下に見直されております。

その他資料に記載のとおり見直しが行われておりますけれども、これらにつきましては、直接条文の規定に大きくかかわってはまいりませんけれども、2点目といたしましては、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、現在33万円の基礎控除を43万円に引き上げ、3点目には、給与所得控除額の上限額を引き下げるほか、公的年金等収入が

1,000万円を超える場合の控除額に上限の設定。

4点目には、基礎控除の見直しといたしまして、合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が逡減し、2,500万円を超えると控除額が消失する仕組みの導入。

最後に、配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額の見直し等が行われたところをごさしまして、これらは平成33年度以降の個人住民税につき適用されることとなっております。

次に、法人市民税関係におきましては、地方税の電子化の一環といたしまして、平成32年4月より資本金が1億円を超える大法人に対しまして法人市民税の電子申告を義務づけるものでございます。

次に、市たばこ税におきましては、現在愛用者が激増していると言われております加熱式たばこにつきまして、これを喫煙用の製造たばこの区分として新設するほか、この加熱式たばこについての課税方式を5年間かけて新たな課税方式へ段階的に移行していくこと。また、国と地方を合わせ1本当たり1円ずつ、平成30年10月から3段階で引き上げるほか、平成27年度の税制改正によりまして段階的に実施されております、旧3級品の紙巻たばこの税率の引き上げ時期が平成31年10月1日まで延長されることとなりました。

次のページをお願いいたします。

固定資産税におきましては、地方自治体が地域の実情に応じまして固定資産税等の課税標準の特例措置等に係る特例割合を条例で定めることができる仕組みであります、いわゆるわがまち特例に関しまして、新たに対象を追加するものでございます。

平成30年度税制改正におきましては、生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置が創設されております。

これまでのわがまち特例におきましては、国から参酌割合が示されておりましたが、今回の措置では参酌基準が示されておられませんことから、市内部で検討いたしました結果、下田市においては今回これをゼロとしてご提案させていただくものでございます。

特例割合をゼロとした理由でございますが、特例割合をゼロといたしますことで、中小企業者が設備投資等に向けまして国のものづくり補助金等の支援を受けやすくなるとともに、企業誘致の呼び水になることも想定されるため、そのための税務環境を整備するためでございます。

なお、静岡県内のほとんどの市町におきましても、この特例割合につきましてはゼロとし

ていると聞き及んでいるところでございます。

なお、この特例割合をゼロとした場合でありまして、この措置により減収となります固定資産税額相当額につきましては、普通交付税で措置されることとなっているものでございます。

その他といたしましては、地方税法等の改正に伴いまして条項のずれ等の修正、語句の修正等の条文整備といった内容となっております。

続きまして、94ページ、95ページ、議第52号、説明資料の2をお開きいただきたいと思っております。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。

今回の改正におきましては、施行日が段階的になっておりますことから、改正の条文につきましては6条立てとなっているものでございまして、まず、第1条といたしまして、下田市税賦課長条例の一部改正をいたしておるもので、第23条は条文の整備と第3項におきまして、法人市民税の申告納付に関し、第48条に新たな条文を加えております関係で、法人市民税の納税義務者に関する規定を整理するもの。

第24条は、個人の市民税の非課税の範囲に関する規定で、第1項第2号で、非課税の対象者となる障害者、未成年者等の合計所得金額を135万円に引き上げるものと、この10万円の引き上げに伴いまして、第2項におきまして均等割の非課税の範囲についても所要の改正を加える改正と、法令に合わせ条文の整備。

第34条の2及び次のページにかけましての第34条の6の改正ですが、基礎控除の見直しによりまして、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者につきましては、基礎控除が消失することとなったこと。さらに、これに伴い調整控除も適用されないこととなったために、所要の条文整備を行うものと、第34条の6各号の改正は条文の整備。

次の第36条の2は、市民税の申告に関する規定で、第1項は申告が不要となる者についての規定でございますが、条文の整備と今回の税制改正に伴い、公的年金等収入が1,000万円を超える場合に、控除額に上限が設けられましたこと。また、年金所得者に係ります配偶者特別控除の申告要件が見直されたことに伴い、所要の条文整備を行うものでございます。

次のページにかけましての第48条は、法人の市民税の申告納付についての規定でございますが、今回の税制改正に伴いまして、先ほどご説明申し上げましたとおり、大法人の法人市民税についての電子申告が義務づけられたことから、これに関連する規定を99ページの第10

項から第12項までとして新たに追加をいたしまして、これに伴いまして前のページの第1項におきましても、所要の条文整備を行うものでございます。

次に、市たばこ税に関する第92条の改正でございますが、製造たばこの区分を新たに規定するため、改正前の「第92条」を「第92条の2」とし、第92条で製造たばこの区分を規定し、加熱式たばこの区分について創設するものでございます。

次のページにかけましての第93条の2も新設の規定で、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱によりグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造たばことみなして地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことする旨の規定を設けるものでございます。

102ページ、103ページにかけましての第94条の改正ですが、たばこ税の課税標準に関する規定でございます。

所要の条文整備を行いますとともに、新たに加熱式たばこに関する課税標準についての規定を設けております。

加熱式たばこにつきましては、現在、パイプたばこに分類されておるところでございますが、各製品の重量1グラムごとに紙巻たばこ1本に換算されているところですが、現在いわゆるフィリップモリスの「アイコス」、ブリティッシュ・アメリカンたばこの「グロー」、JTの「プルーム・テック」が銘柄になりますけれども、この銘柄ごとに小売価格に占めます、たばこ税の税額が大きく異なっておりますことが問題視されてまいりました。

今回の税制改正におきましては、この商品間の税負担の格差を是正すべく、加熱式たばこの新たな課税方式におきましては、第3項以下に新たに規定を設けまして、たばこ葉の量と加熱により蒸気になる物質でありますグリセリンを合わせた重量を紙巻たばこの本数に換算する方法と、加熱式たばこの小売価格の要素を紙巻たばこの本数に換算する方法、これの合計により課税することとされまして、さらにこの換算方法は5年間かけて段階的に導入することとされておりますことから、第1条の改正におきましては、その第1段階として、これまでの課税方式を8割、新課税方式を2割で課税するといった内容となっております。

第95条につきましては、たばこ税の税率に関する規定でございますが、先ほども申し上げましたとおり、今回の税制改正によりまして国と地方、合わせて1本当たり1円ずつ、3段階で引き上げられることとなったことに伴いまして、第1条の改正におきましては、市たばこ税の税率を「5,262円」から「5,692円」に引き上げるものでございます。

たばこ税率引き上げに当たっての国と地方の配分比率は1対1を維持されておりますので、

1,000本当たりの引き上げ額は1,000円、国と地方で500円ずつを配分いたしますけれども、地方におきましては県が70円、市が430円という配分となりますので、市たばこ税率の引き上げ額は430円ずつ、3段階で引き上げていくというものでございます。

次のページにかけましての第96条の改正ですが、今回の条例改正に伴う参照条項の整備、また、第98条の改正は条文を整備するものでございます。

次に、附則第5条の改正ですが、第24条におきまして、個人の市民税の非課税の範囲についての改正を行ったことに伴います条文の整備。

附則第10条の2は、固定資産税等に係る、いわゆるわがまち特例に関する規定で、先ほどご説明申し上げましたとおり、今回の税制改正におきまして、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置が創設されましたが、今回、当市におきましてはこの特例割合についてゼロとするため、第16項として規定を追加し、従来の「第16項」を「第17項」に繰り下げるもの。

106ページ、107ページをお願いいたします。

附則第17条2の改正は、租税特別措置法の改正に伴う参照条項の整備でございます。

続いて、第2条の改正でございますが、第2条も下田市税賦課徴収条例の改正で、第94条の改正は、加熱式たばこに関する課税方式の見直しに関する改正で、第1条改正にてご説明申し上げましたとおり、加熱式たばこの新たな課税方式を5年間かけて段階的に導入することとされておりますことから、第2条の改正におきましては、その第2段階として、これまでの課税方式を6割、新課税方式を4割で課税するという内容への改正となっております。

次の附則第10条の2の改正につきましては、地方税法の改正に伴い、固定資産税等の課税の特例措置についての整理がありますことから、これに伴う参照条項の整理を行うものでございますが、特例の対象となる施設等が変更となるものではございません。

108ページ、109ページをお願いいたします。

第3条の改正でございますが、こちらも下田市税賦課徴収条例の一部改正の規定でございますが、第94条の改正につきましては、加熱式たばこの新たな課税方式の段階的導入の第3段階といたしまして、従来の課税方式を4割、新たな課税方式を6割で課税するという内容の改正と、国のたばこ税率の特例を定めております、本年成立いたしました所得税法等の一部を改正する法律、附則第48条第1項第1号が、平成32年9月30日で適用期限を迎えますことから、次の期間を定めた同法附則第48条第1項第2号へ参照条項を改正するもの、第95条

の改正は、たばこ税率の段階的引き上げの第2段階として、第1条改正により「5,262円」から「5,692円」に引き上げたものを、さらに「6,122円」に引き上げるものでございます。

次に、第4条による改正ですが、こちらも下田市税賦課徴収条例の一部改正規定でございます。

第4条改正におきましては、次のページにかけましての第94条におきまして、加熱式たばこの新たな課税方式の導入、第4段階といたしまして、従来の課税方式を2割、新たな課税方式を8割とするものとし、また、第3項第3号の改正ですが、次の第95条で市たばこ税の課税標準の引き上げの最終段階を迎えますことから、たばこ税の税率に関する特例を規定しております、本年成立の所得税法等の一部を改正する法律から本則を規定した、たばこ税法へ参照条項を改正するとともに、これに伴いまして同号のイにおきましては、法律番号を削除するものでございます。

次の第95条の改正は、先ほども申し上げましたとおり、たばこ税率の3段階での引き上げの最終段階として「6,122円」から「6,552円」に引き上げるものでございます。

次の第5条改正も下田市税賦課徴収条例の改正で、第93条の2から次のページにかけましての第94条におきまして、加熱式たばこの新たな課税方式導入の最終段階といたしまして、第1条改正から第4条改正において規定してまいりました経過措置の規定を削除し、あわせて参照条項等の整理をするものでございます。

次の第6条改正でございますが、こちらは平成27年12月定例会におきまして成立いたしております、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の改正規定となっております。

平成27年度の税制改正に伴いまして、平成31年4月1日に予定されておりました旧3級品のたばこ税率の引き上げが、平成31年10月1日まで延長されたこと、また、たばこ税率の引き上げに伴いまして、旧3級品のたばこに係る手持品課税の税率も変更となりますことから、所要の条文整備を行ったものでございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の57ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1条は、条例の施行期日を定めるもので、この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の第1号から第9号に掲げる規定は、それぞれに定める日から施行するもので、今回の税制改正におきましては、個人及び法人の市民税や固定資産税に関する改正、また、市たばこ税率の段階的引き上げといった多くの項目に関して改正があります関係で、施行期日につきましても、それぞれ段階的になっているものでございます。

58ページの第2条でございますが、市民税に関する経過措置でございますが、第1項では、

主に条文整備に関する部分につきましては平成30年度分までは従前の例によることを定め、第2項では、個人所得課税の見直しに関する規定については平成32年度分までは従前の例によることと定め、さらに、第3項におきましては、平成32年4月1日以後に開始する年度分前の法人市民税につきましては従前の例によることと定めるものでございます。

第3条から63ページまでの第9条までですが、こちらは市たばこ税に関する経過措置と手持品課税に係る規定でございまして、第3条と第4条は、たばこ税率の引き上げの第1段階であります平成30年10月1日前の市たばこ税及び手持品課税については従前の例によることと定め、60ページの第5条ですが、旧3級品のたばこ税率の引き上げ時期が延長されたことに伴います経過措置、第6条と第7条は、たばこ税率の引き上げの第2段階であります平成32年10月1日前の市たばこ税及び手持品課税については従前の例によると定め、61ページからの第8条及び第9条は、今回のたばこ税率の引き上げの最終段階であります平成33年10月1日前の市たばこ税及び手持品課税については従前の例によると定めるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第52号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第52号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第53号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第53号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（日吉由起美君） それでは、議第53号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の64ページをお開き願います。

議第53号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙65ページのとおり制定

するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税の限度額を見直すとともに、低所得者に対する財政支援の強化のため、軽減判定所得の基準額を見直し、軽減対象を拡大するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、説明資料の116ページをお開き願います。

主な改正内容でございますが、1つ目といたしまして、課税限度額の引き上げでございます。

課税限度額は、1世帯に課税される限度の金額で、このうち基礎課税額を「54万円」から「58万円」に4万円引き上げるもので、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額につきましては改正はございません。

なお、今回の条例改正は、国の改正どおり改正するもので、これに伴う影響額でございますが、下段に記載のとおり、5月現在の賦課状況で算出いたしますと143万円の増額となります。

117ページをお開き願います。

2つ目は、軽減措置の拡充でございます。

軽減措置とは、所得に応じて、国民健康保険税のうち均等割及び平等割を一定割合軽減するもので、その軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を引き上げるもので、7割軽減の改正はなく、5割軽減につきましては「27万円」を「27万5,000円」に、2割軽減につきましては「49万円」を「50万円」に改めるものでございます。

なお、こちらも国の改正どおり改正するもので、これに伴う影響額でございますが、下段に記載のとおり、5月現在の賦課状況で算出いたしますと、5割軽減、2割軽減合わせまして64万円の減額となります。

減額となりました保険税につきましては、県が4分の3、一般会計において4分の1を負担いたします。

2つの改正を合わせて中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険税の見直しを行うものです。

なお、120ページに下田市国民健康保険運営協議会の答申書の写しを添付してございます。今回の条例改正につきまして、6月1日に諮問をし、協議を行い、6月7日に答申を受けたものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の118ページ、119ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いている箇所が今回改正させていただくところでございます。

第2条第2項ただし書き中「54万円」を「58万円」に改めるものでございます。

次に、第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改めるものでございます。

第24条の2第2項の改正は、特例対象被保険者等に係る申告書の提出に当たり、雇用保険受給資格証明書が必要となるものですが、マイナンバーによる情報連携によって、資格の確認が可能となったため、確認できないときには提示を求めることとして改正するものです。

お手数でございますが、議案件名簿の65ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、第2項、適用区分でございますが、この条例による改正後の下田市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第53号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 1点お尋ねしますけれども、全般的にいえば安くなっているなということなんですけれども、基礎控除額が58万円に引き上げられて、世帯数は2世帯減ったけれども、税としては143万円の増額になるよということで、これ基礎控除額が58万円に引き上げる人の所得って、たまかどのくらいなんですか。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（日吉由起美君） 基礎控除額といいますか、基礎課税額です。でございますして、54万円から58万円に4万円、限度額のほうが上がるということで、単純に計算した中では、医療分のところなんですけれども、1人世帯で改正前は1,026万7,000円ぐらいの方が、今回1,105万2,000円ということで、所得のほうは上がる計算になっております。これ計算上でして、その方によって控除額が違ったりするものですから、実際には課税のときにはちょっとおのおの違ってくるかと思うんですけれども、少し上がるということになります。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第53号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第54号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第54号 平成29年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） それでは、議第54号 平成29年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案件名簿の66ページをお開きください。

平成29年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金1億3,241万4,176円の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、平成29年度下田市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金につきまして、資本金への組み入れ及び減債積立金への積み立てを行うためでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の121ページをお開きください。

未処分利益剰余金の処分に関する説明書でございます。

平成29年度下田市水道事業剰余金処分計算書（案）でございますが、一番上の欄が当年度末残高です。資本金は26億2,238万8,367円で、資本剰余金は144万4,400円でございます。また、未処分利益剰余金につきましては1億3,241万4,176円で、全額を議会の議決による処分額とすることを提案させていただくもので、内訳といたしましては、資本的収支の補填財源

に使用しました減債積立金の取り崩し額4,458万6,453円を資本金へ組み入れ、当年度純利益8,782万7,723円を減債積立金への積み立てをするものでございます。処分後の残金としまして、資本金は26億6,697万4,820円となるものでございます。

なお、資本金への組み入れにつきましては、平成26年度からの会計基準の見直しによりまして、組み入れ資本制度により義務であったものが廃止されたため、議会によって組み入れる処分をするものでございます。

また、減債積立金に積み立てる目的につきましては、当年度純利益相当額を次年度以降の企業債償還に充て、財政の健全性を確保するためでございます。

それでは、122ページをお開きください。

平成29年度下田市水道事業損益計算書でございます。一番下に当年度未処分利益剰余金が1億3,241万4,176円とあります。これは当年度純利益8,782万7,723円と、その他未処分利益剰余金変動額4,458万6,453円の合計額となります。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第54号 平成29年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第54号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時 4分休憩

午後 3時14分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第55号～議案第57号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第55号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第2号）、議第56号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第57号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題と

いたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、議第55号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第2号）、議第56号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び議第57号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について一括してご説明申し上げます。

あさぎ色の補正予算書と予算の概要のご用意をお願いいたします。

初めに、議第55号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

6月の補正予算につきましては、当初予算で想定されなかった事項で、緊急に対応しなければならないもの、国県補助採択されたもの及び平成29年度ふるさと応援寄附金2億777万9,000円のうち、29年度中に基金積み立てができなかった2,364万7,000円の補正予算要求を指示したところであり、査定もこの方針により行いました。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度下田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,814万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億414万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条、地方債の補正でございます。

第1項、地方債の追加は、「第2表 地方債補正 1追加」による。及び第2項、地方債の変更は、「第2表 地方債補正 2変更」によるということで、補正予算書の6ページをお開きください。

地方債の追加は2件でございます。1件目、起債の目的、デジタル同報系防災行政無線整備事業、限度額1,540万円につきましては、デジタル同報系防災行政無線整備実施設計業務委託の財源として、緊急防災・減災事業債を発行するもの。2件目、起債の目的、津波避難

施設（小山田避難路）整備事業、限度額340万円につきましても、津波避難施設（小山田避難路）整備工事の財源として、緊急防災・減災事業債を発行するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続いて、地方債の変更は2件でございます。1件目、起債の目的は、耐震性貯水槽整備事業で、国庫消防防災施設整備費補助金が手当てできたことにより、限度額5,000万円を3,130万円に変更するもの。2件目、起債の目的は、過疎地域自立促進特別事業債で、住宅リフォーム振興助成金の増額の財源として限度額1,770万円を1,850万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明を申し上げますので、補正予算の概要、2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

統合政策課関係、12款1項1目2節コミュニティバス使用料51万円の追加は、10月から運行予定の稲梓循環線コミュニティバス使用料として、普通使用料及び定期乗車券使用料を計上するもの、13款3項1目3節国庫・自治体間交流促進事業委託金160万円の追加は、自治体間交流促進事業委託金で、ロシアとの交流事業について、富士市、沼津市との3市で連携した交流促進事業が総務省事業に採択されたことによる国庫委託金、14款2項1目3節県費・自主運行バス補助金16万6,000円の増額は、稲梓循環線コミュニティバス事業のバス停整備に係る県補助、19款5項4目18節雑入209万9,000円の増額は、中一区LED街路灯整備に係る自治総合センターコミュニティ助成金を受け入れるものでございます。

総務課関係、18款1項1目1節繰越金6,000万円の増額は、今回の補正財源とするもの、20款1項1目2節防災対策費10万円の増額は、耐震性貯水槽整備事業1,870万円の減、デジタル同報系防災行政無線整備事業1,540万円の追加及び津波避難施設（小山田避難路）整備事業340万円の追加、同4目1節過疎対策事業債80万円の増額は、住宅リフォーム振興助成金に係る過疎地域自立促進特別事業債の増でございます。

防災安全課関係、13款2項1目4節国庫・消防防災施設整備費補助金1,778万2,000円の増額は、耐震性貯水槽整備に係る国庫補助金の適用、14款2項1目5節県費・緊急地震・津波対策等交付金1,193万1,000円の増額は、津波避難施設（小山田避難路）整備測量設計業務委託及び整備工事、デジタル同報系防災行政無線整備実施設計業務委託に係る緊急地震・津波対策等交付金を受け入れるものでございます。

市民保健課関係、13款2項1目1節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金16万

1,000円の増額は、個人番号交付事務費、14款1項1目5節県費・保険基盤安定負担金48万円の増額は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の拡大に係る保険基盤安定繰出金の増額財源として受け入れるものでございます。

建設課関係、19款4項1目1節用地事務受託収入180万円の増額は、静岡県土地開発公社から下田市へ伊豆縦貫自動車道河津下田道路1期の用地取得及び補償等に係る事務委託の一部が採択されるものでございます。

学校教育課関係、14款2項2目3節県費・児童福祉費補助金71万7,000円の増額は、多様な保育推進事業で1歳から2歳までの乳幼児の受け入れ増に伴う県補助の増額でございます。次に、歳出でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

統合政策課関係、2款1項1目0100総務関係人件費9万6,000円の減額は、下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例案に基づく市長、副市長の特別職給の減、同5目0174都市交流事業175万円の増額は、ロシアとの自治体間交流促進事業の実施に係る基調講演と講師謝礼、ロシア連邦への訪問旅費のほか、事務経費、ニューポート訪問事業添乗案内・通訳等委託、同8目0240地域振興事業309万9,000円の増額は、まどが浜海遊公園遊具設置及び撤去業務委託100万円、自治総合センターコミュニティ助成金209万9,000円で、中一区LED街路灯整備に係る補助、同0241公共交通推進事業50万円の増額は、コミュニティバスのバス停整備に係る消耗品費、同20目0405ふるさと応援基金1,654万8,000円の増額は、平成29年度ふるさと応援寄附された1億4,225万9,000円のうち返礼品代を差し引き、ふるさと応援基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うものでございます。

総務課関係、2款1項4目0141例規関係事務2万5,000円の増額は、法令解説情報用例規データベース使用料、同6目0210財産管理事務800万円の増額は、市有地樹木伐採業務委託（尾ヶ崎ウイング周辺）700万円は、伊豆半島景観形成計画に基づき国道136号線沿い、尾ヶ崎ウイングからアロエの里階段入り口までの延長280メートルのガードレール側市有地の雑木を伐採するもの、市有地防護柵設置工事（白浜）100万円は、雑木等伐採によりアロエの里階段入り口駐車場部に防護柵が必要となるため、新たに設置するもの、同9目0143行政改革推進事業38万4,000円の増額は、県と市町が共通して抱える行政課題の解決に向けた静岡県行政経営研究会に参加するための普通旅費で、課題検討会に参加するもの、12款1項1目7799予備費303万8,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、2款8項1目0864防災施設等整備事業3,390万8,000円の増額は、津波避

難施設（小山田避難路）の敷根1号線側階段のつけかえを行うため、整備測量設計業務委託及び整備工事費合わせて680万円、また、デジタル同報系防災行政無線整備に係る実施設計業務委託2,710万8,000円の計上、同2目0895防災基金67万9,000円の増額は、平成29年度ふるさと応援寄附された569万円のうち返礼品代を差し引き、防災基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うものでございます。

福祉事務所関係、3款1項3目1052在宅身体障害者（児）援護事業5万円の増額は、下田市福祉有償運送運営協議会委員報酬、同7目1150ほのぼの福祉基金109万3,000円の増額は、平成29年度ふるさと応援寄附された1,029万7,000円のうち返礼品代を差し引き、ほのぼの福祉基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うもの、同3項10目1730子育て支援基金182万6,000円の増額も同様に、ふるさと応援寄附された1,679万2,000円のうち返礼品代を差し引き、子育て支援基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うもの、同4項1目1752生活保護適正実施推進事業162万円の増額は、平成30年度基準額等の見直しに対応するための生活保護システム改修業務委託でございます。

市民保健課関係、2款3項1目0505住民基本台帳ネットワーク事務27万円の増額は、マイナンバーカードの交付率向上のため、市民の申請時来庁方式を新たに実施し、写真撮影や郵便料負担などのサービス向上を図るもの、3款2項5目1410指定介護予防支援事業6万円の増額は、介護電送ソフト代、同8目1430在宅高齢者援護事業108万円の追加は、在宅寝たきり老人等介護手当が介護保険特別会計の対象となくなっただけのため、家族介護30人分の手当を一般会計で対応するもの、6ページ、7ページをお開きください。

3款7項1目1902保険基盤安定繰出金64万円の増額は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の拡大に係る保険基盤安定繰出金の増額、同8項1目1950介護保険会計繰出金756万8,000円の増額は、介護保険システム改修分に係る介護保険特別会計繰出金でございます。

産業振興課関係、5款2項5目3550みどりの基金22万7,000円の増額は、平成29年度ふるさと応援寄附された259万9,000円のうち返礼品代を差し引き、みどりの基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うもの、同4項1目3700水産振興事業22万4,000円の増額は、大川端通り船舶給水に係る量水器取り付け業務委託及び水道加入金の計上、同2目3750漁港管理事業107万5,000円の増額は、印刷機リース料（長期継続）及び田牛漁港施設維持補修工事100万円、6款1項2目4050商工業振興事業89万1,000円の増額は、5月31日までの住宅リフォーム申請期間に通常分16件、子育て支援分6件の申請や相談があったため

増額補正し、計22件の助成金に対応するものでございます。

観光交流課関係、6款2項5目4385世界の海づくり基金151万9,000円の増額は、平成29年度ふるさと応援寄附された1,295万1,000円のうち返礼品代を差し引き、世界の海づくり基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うものでございます。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務210万円の増額は、市道田牛海岸線、竜宮公園駐車場付近の道路境界を明確化する道路用地測量業務委託を計上、同2項3目4605県単道路整備事業負担事務4万2,000円の増額は、静岡県道路利用者会議負担金の確定により、同5項1目5151都市計画マスタープラン推進事業117万円の増額は、伊豆急下田駅周辺地区整備検討会及び下田市まちづくり連携調整検討会を組織し、関連委員謝礼の計上及び大川端沿いのみなとまちゾーン人の流れ散策イベント支援に係る業務委託50万円を計上、同2目5180伊豆縦貫道建設促進事業45万7,000円の増額は、伊豆縦貫自動車道河津下田道路1期の用地取得及び補償費等に係る事務に国庫委託金について新たに採択されたことによる対象経費を補正するもので、補正内容等の欄に記載のとおり、同6目5465景観まちづくり基金91万4,000円の増額は、平成29年度ふるさと応援寄附された871万1,000円のうち返礼品代を差し引き、景観まちづくり基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うもの、同7項3目5630急傾斜地対策事業6万3,000円の増額は、全国治水砂防協会静岡県支部負担金の確定によるものでございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業183万6,000円の減額は、臨時雇い賃金の組み替え及び修繕、同4目1600民間保育所事業143万3,000円の増額は、1歳から2歳の乳幼児の受け入れに係る多様な保育推進補助金、同5目1670認定こども園管理運営事業231万4,000円の増額は、臨時雇い賃金の組み替え、同6目1452放課後児童対策事業7万5,000円の増額は、修繕料、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務15万2,000円の増額は、下田市いじめ防止条例案に基づく連絡協議会及び専門委員会の委員報酬等、同5目6040教育振興基金47万8,000円の増額は、平成29年度ふるさと応援寄附された495万5,000円のうち返礼品代を差し引き、教育振興基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うもの、8ページ、9ページをお開きください。

9款1項6目6045奨学振興基金36万3,000円の増額も、ふるさと応援寄附された352万5,000円のうち返礼品代を差し引き、奨学振興基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うもの、同3項3目6196中学校再編整備事業922万3,000円の追加は、講師謝礼、先進地視察旅費及び（仮称）下田市立統合中学校に係る地形測量業務委託400万円及

び地質調査業務委託500万円を計上するものでございます。

生涯学習課関係、9款8項1目6900市民文化会館管理運営事業129万6,000円の増額は、大会議室音響システム修繕料でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第55号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第56号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険税条例の一部を改正に伴う課税限度額の引き上げ、低所得者に対する税の軽減措置の拡大及び本算定に係る国民健康保険税等によるものでございます。

あさぎ色の補正予算書、35ページをお開きください。

平成30年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ765万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,265万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の36から39ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明を申し上げます。

それでは、あさぎ色の補正予算の概要10ページ、11ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項1目1節一般被保険者国民健康保険税医療給付費分現年課税分から1款2項1目3節退職被保険者等国民健康保険税介護納付金分現年課税分までの1款国民健康保険税の増減額は、合計で471万8,000円の増額で、国民健康保険税条例の一部改正を前提に保険税の本算定を試算した結果に基づくもの、4款1項1目2節県費・保険給付費等交付金特別交付金230万円の増額は、保健指導事業推進に対する特別調整交付金分、6款1項1目1節保険基盤安定繰入金64万円の増額は、国民健康保険税条例の一部を改正を前提に、5割・2割軽減対象の減額影響分を保険基盤安定として一般会計から繰り入れるものでございます。

歳出でございます。

5款1項1目8480特定健康診査・保健指導事業315万円の増額は、保健指導事業等業務委託、特定保健指導支援システム改修業務委託を計上するもの、9款1項1目予備費450万

8,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第56号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第57号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の51ページをお開きください。

平成30年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ669万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,969万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の52ページから55ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

それでは、補正予算の概要12、13ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節現年度分保険料24万8,000円の減額から8款1項3目1節地域支援事業交付金繰入金20万8,000円までの減額は、在宅寝たきり高齢者等介護手当支給費に係る特定財源の減額、8款1項4目2節事務費等繰入金777万6,000円の増額は、事務費等繰入金（介護保険システム改修分）でございます。

歳出でございます。

1款1項1目9201介護保険電算システム整備事業777万6,000円の増額は、介護保険システム改修委託の追加、4款3項4目9355任意事業108万円の減額は、在宅寝たきり高齢者等介護手当支給費が介護保険事業の対象となくなることによる減額でございます。

以上をもちまして、議第55号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第2号）から議第57号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎会議時間の延長

○議長（竹内清二君） ここで会議時間を延長いたします。

○議長（竹内清二君） 議第55号から議第57号について当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第55号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） 1点だけちょっとお聞きしたいんですけども、2款1項5目の都市交流事業、富士、沼津、下田の関係で160万、国から委託費をもらっているんですけども、その内容がちょっと今、説明を受けたんですが、はっきりしなかったので、講師謝礼、普通旅費、消耗品、印刷、これらの項目についてちょっと明細教えていただけませんか。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 都市交流事業、ロシアとの交流でございますけれども、まず、11月頃から年末頃に計画をしております講演会を計画しております、そちらの講師謝礼、それから、訪問事業の際に文書を持参するわけなんですけれども、その文書の翻訳を依頼する翻訳者の謝礼等で報償費のほうを予算措置させていただいております。それから、ディアナ号が出港したロシア連邦・レニングラード州サンクトペテルブルク市クロンシュタット区を、富士市、沼津市とともに訪問する普通旅費を70万円、9節のほうですけれども、計上させていただいております。それから、需用費11節でございますけれども、消耗品費23万円、こちらについては講演会の看板、事務用品、訪問用記念品などの費用でございます。それから、印刷製本費30万円につきましては、訪問時の説明資料、それから、先ほど申し上げました講演会のチラシなどの印刷費用といったところになってございます。

○議長（竹内清二君） 11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） 講演会等は下田独自の事業ということで理解でいいわけですね、3市でやるんじゃなくて下田市の単独の事業、それで富士、あるいは沼津市にも同じような、金額はわかりませんが、そういう考えてみれば委託金が国から来ていると、行っているという理解でいいわけですね。はい、終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

7番 大川敏雄君。

○7番（大川敏雄君） 1点だけちょっと質問させてください。27ページの中学校再編整備事業ですが、この事業はおおむね17億をかけて平成34年4月を開校目途に進めている事業です。それに向かって本年、今回の補正は地形測量と地質調査900万を予算計上しているんですが、橋本議員の過日の一般質問で、その前段の基本設計、基本計画が29年、30年と債務負担行為

でやっているんですが、完成が7月末と、こういう返答が当局からされました。私、全体的な事業の展開、スケジュールを見てみますと、遅れているんじゃないかと思います。少なくとも当初のこのスケジュールでは、この6月議会には基本並びに実施の設計の予算が計上されているのが順調な工程ではなかったかと思いますが、この点のスケジュールにつきまして、当局はどう考えているか教えてください。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 橋本議員の一般質問にお答えいたしましたけれども、今回の補正につきましては用地測量と地質調査の計上をさせていただいております。本来でありましたら、基本設計、実施設計の予算についても計上させていただければというところではあったんですが、申しあげましたとおり、基本計画の完成が7月末ということでございます。基本計画の中に体育館の位置でありましたり、その配置計画、そういったものも含まれておりますので、まだそちらが決定しておりませんので、できましたらというところではございますけれども、間に合うのであれば9月定例会でいいのかと思うんですが、できましたら8月、7月、7月はまあ、臨時会等を開催していただきまして、できましたら、その基本設計、実施設計の予算をご審議いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 7番 大川敏雄君。

○7番（大川敏雄君） 聞いていまして、やはり基本設計を極力前倒しにしてもらって、8月の臨時議会を開いて前倒しでやると、こういう姿勢に立って事業執行していただくことを要望して終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんか。

3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） 2点ありまして、先ほど増田議員のほうからお話ありました、ロシア連邦の訪問旅費、これどういう内容で、どうやって、どなたが行かれるのかということと、0864事業の小山田避難路、これは今回、整備測量設計ということで来年度に実施をされるのかなということをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 訪問事業につきましては、将来的な都市間交流の姉妹都市までいけるかどうかわからないんですけれども、そういった方向性のために職員1名と、それから、日ロ協会の役員の方、まだどなたと決まっているわけじゃないんですけれども、そう

いったことで訪問したいということで、3市ともそういうような陣立てで行こうかということ考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（高野茂章君） 小山田避難路につきましては、この補正予算で測量設計業務と工事請負費を両方計上させていただいております。130万と550万となっております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） すみません、ちょっと1点、関連する質問なんですけど、小山田の避難路の整備工事なんですけど、現状だとちょっと坂が急過ぎて、お年寄りなんかにはちょっと危険じゃないかということで、なだらかな坂にするというふうな整備工事だというふうなちょっと聞いてはおるんですが、新中学校との関係で、基本的には4キロ以内は自転車通学等々のことになるというふうな話も前にありましたが、そうすると、新たなこの避難路も自転車通学の通学路になるのかならないのか、もしなるとしたら、やはりそこはそれとして、また危険性も伴うものであるんで、当局としてはそういうことは一切考えていないのか、考えるのか、そこら辺ちょっと聞きたかったんですが。

○議長（竹内清二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（高野茂章君） 今回の小山田避難路につきましては、議員おっしゃるとおり、敷根1号線におりる階段が避難訓練のとき、急で高齢者等がおりにくいよという要望がありまして施工するものでございますが、新中学校の通学路について自転車で通れないかということは前回話がありまして、伊豆縦貫道がそのこの避難路のところを全部通るわけなんです。国のほうで、それは補償として全て避難路並びに通学路として要望は出してあります。まだ設計段階で、10年近く先になるのかなと思いますが、そんなに待てないものですから、今回階段を計上させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） よろしいですか。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 一応計画として、そういう案もあるというふうなことで検討しているというふうに解釈してよろしいんでしょうか。

[発言する者あり]

○議長（竹内清二君） よろしいですか。

○8番（鈴木 敬君） はい。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第55号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議第56号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第56号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第57号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第57号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（竹内清二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

なお、30日、7月1日は休会とし、2日、3日はそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、4日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦勞さまでございました。

午後 3時48分散会